

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

監査公表	ページ
○包括外部監査の結果に関する報告	1

監査公表

監査公表第4号

平成29年3月31日

高知県監査委員 三石 文隆
同 坂本 孝幸
同 坂田 和子

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人橋本誠から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊（平成28年度包括外部監査結果報告書）のとおり公表する。

平成28年度 包括外部監査結果報告書

知事部局が所管する補助金に関する事務の執行について

平成29年3月
高知県包括外部監査人
橋本 誠

目次

第1. 包括外部監査の概要	3
1. 監査の種類	3
2. 選定した特定の事件及び監査対象期間	3
(1) 選定した特定の事件	3
(2) 包括外部監査対象期間	3
3. 事件を選定した理由	3
4. 包括外部監査の方法	3
(1) 監査の要点	3
(2) 主な監査手続	3
5. 包括外部監査人補助者	3
6. 包括外部監査の実施期間	3
7. 利害関係	3
第2. 監査対象の概要	4
1. 高知県における補助金の概要	4
(1) 補助金の位置付け等	4
(2) 補助金交付額	6
2. 監査手続の概要	6
第3. 監査の結果及び意見	7
1. 全般事項	7
(1) はじめに	7
(2) 県全体として取り組む事項	8
(3) 個別事項における類似した監査の結果及び意見	9
2. 個別事項	10
(1) 地域防災対策総合補助金	10
(2) 災害対応型給油所整備促進事業費補助金	12
(3) 中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金	13
(4) 新人看護職員研修事業費補助金	14
(5) 臓器移植対策事業費補助金	15
(6) 指定医療機関等医師住宅整備事業費補助金	17
(7) 民生委員・児童委員活動費補助金	18
(8) 高知県社会福祉協議会活動費補助金	20
(9) 福祉・介護人材参入促進事業費補助金	21
(10) 社会福祉活動費補助金	22
(11) 住宅等改造支援事業費補助金	24
(12) 介護サービス相談体制整備事業費補助金	26
(13) 高齢者向け住まい確保対策モデル事業費補助金	27

(14) 軽費老人ホーム事務費補助金	29
(15) 介護基盤緊急整備等事業費補助金	30
(16) 身体障害者福祉団体育成事業費補助金	33
(17) 相談支援体制整備事業費補助金	34
(18) 出会のきっかけ応援事業費補助金	36
(19) 研究会発事業化支援事業費補助金(コンテンツビジネス)	37
(20) 私立特別支援学校運営費補助金	39
(21) ライフサイクル資金貸付金利子補給金	40
(22) 出産後の女性再就職促進事業費補助金	41
(23) 新規就農総合対策事業費補助金	43
(24) 肉用牛導入資金供給事業費補助金	44
(25) 特用林産業新規就業者支援事業費補助金	47
(26) 県産材加工力強化事業費補助金	48
(27) 林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金	49
(28) 土佐の木の住まい普及推進事業費補助金	50
(29) 県産材販売促進検証事業費補助金	51
(30) 四万十川財団運営費補助金	53
(31) 漁業自主調整促進協議会補助金	55
(32) 外国人漁業研修事業費補助金	56
(33) 漁業生産基盤維持向上事業費補助金	57
(34) 県1漁協財務改善資金利子補給金	59
(35) 漁協経営基盤強化事業費補助金	61
(36) 浄化槽設置整備事業費補助金	62
3. 総括意見	63
第4. 参考資料	64

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。

第1. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件及び監査対象期間

(1) 選定した特定の事件

知事部局が所管する補助金に関する事務の執行について

(2) 包括外部監査対象期間

平成27年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）。
ただし、必要に応じて過年度及び平成28年度の一部についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

高知県ではこれまで、平成7年及び10年に行政改革大綱を、平成17年及び平成22年に行政改革プランを策定し、行財政改革の取組を行ってきた。

そのような状況の中、全国に先行して進む人口減少と高齢化、厳しい経済情勢、東日本大震災を受けた南海トラフ地震対策の抜本強化といった課題に取り組むべく、平成27年4月に「県政運営指針」を策定し、財政の健全性の確保に向けた様々な政策を実施している。

こうした背景を踏まえた上で、過去の包括外部監査のテーマをみると、補助金を直接の対象としたものはなかった。

地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。

当該規定による公益上の必要性はもちろん、包括外部監査の3E（経済性、効率性、有効性）の視点を加味した検証を行うことは有意義であると考え、特定の事件として選定した。

4. 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 法令等に対する合规性
- ② 財務事務の合规性及び効率性
- ③ 補助金交付の適正性

(2) 主な監査手続

- ① 関係書類の閲覧、照合、分析
- ② 関係者からの状況聴取
- ③ 条例、規則等の準拠性についての検証
- ④ 現場視察

5. 包括外部監査人補助者

公認会計士 堀 重 樹
公認会計士 金 一 寿
公認会計士 小 林 泰 明
公認会計士 森 谷 祥
公認会計士 川 端 謙 太

6. 包括外部監査の実施期間

自平成28年7月8日 至平成29年3月21日

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 監査対象の概要

1. 高知県における補助金の概要

(1) 補助金の位置付け等

高知県補助金等交付規則第2条では、補助金等の定義を次のように定めている。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外のものに交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金

(2) 法令等に定めのない利子補給金(元利補給金を含む。)及び割賦損料等補給金並びに保証料補給金(以下「利子補給金等」という。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、相当の反対給付を受けない給付金であって知事が別に定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行うものをいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 県以外のものが相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの

(2) 利子補給金等の交付を受けるものが、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第1号の給付金の交付又は同項第2号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行うものをいう。

また、「高知県補助金等交付規則の運用について」では、補助金等について、次のように定められており、効率的な運用が重要視されている。

高知県補助金等交付規則の運用について

(昭和43年4月22日 43考第5号各課、室長あて副知事)

最終改正 平成26年2月19日25高財政第302号

補助事業等が県行政の執行面及び県民経済の中に占める重要度は高く、特に補助政策等は行政の最終補完行政であり、その効率的な運用には最も配慮されなければならないところであります。

従来諸種の規程、要綱で規定されていた補助金等の交付の諸制度を整備、統一した高知県補助金等交付規則が制定され、補助金等の適正かつ効率的な運営を図ることとなったので、その運用については別紙内容説明、運用上の注意及び準則を留意のうえ円滑な施行をはかられたい。

高知県補助金等交付規則の内容説明及び運用上の注意事項

(中略)

第2条 用語の意義について(第2条関係)

1 「補助金等」とは、金銭を交付することによって生ずる事業の成果、すなわち利益効果が直接県に帰属しないものをいうものである。

(以下省略)

(*) 波線は監査人が挿入。

高知県（以下、「県」という。）は、平成27年4月に「県民の皆様が幸せで将来に希望の持てる高知県の実現に向けて」を目標に定め、「県政運営指針」を策定し、その冒頭において次の記載を設けている。

本県は、全国より15年先行して平成2年から人口が自然減の状態に陥り、人口減少による経済の縮みが若者の県外流出と特に中山間地域の衰退を招き、さらに経済が縮むことで県民の皆様の暮らしが一層厳しくなるという負の連鎖をたどってきました。

この人口減少の負の連鎖を断ち切るため、本県は、県が抱える困難な課題に真正面から向き合い、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくりなど5つの基本政策と、中山間対策の充実・強化や少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大といった5つの基本政策に横断的に関わる2つの政策に積極的に取り組んできました。

平成26年12月の有効求人倍率が過去最高の0.87倍となるなど、全体としては良い方向に向かっていると見られますが、まだまだやらなければならないことは山積しています。

このため、本県は、これまで取り組んできたことを土台にして、積み上げてきた施策を組み合わせ、さらに高い次元の仕事にチャレンジするなど、真の県勢浮揚につながるより力強い施策を展開していかなければなりません。

この「県政運営指針」は、こうした本県の状況を踏まえ、高知県庁が「県民の皆様のために成果を求めて挑戦し続ける県庁」であるために、従うべき原理原則を定めたものです。

具体的には、「新・高知県行政改革プラン」（平成22年3月策定）と「県政改革アクションプラン」（平成21年3月策定）を引き継ぎながら、新たな内容を盛り込み、「1 姿勢・意識」「2 組織づくり」「3 人材育成」「4 財政の健全性の確保」「5 行財政改革の継続」「6 コンプライアンスの徹底」の6つを柱としています。

今後、高知県庁は、この「県政運営指針」を拠り所として、課題解決先進県を目指したさらなる取り組みを推進してまいります。

平成27年4月
高知県知事 尾崎 正直

この県政運営指針の「6 コンプライアンスの徹底」において、特定の個人や団体等に利害関係のある意思決定の透明性を高めるため、これに該当する項目として補助金等について、決定プロセスのホームページへの公表を徹底することとし、補助金に関する情報公開を次のように定めている。

対象文書・内容	基準
<ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱（要領） ・交付先 ・補助対象事業 ・補助率 ・補助対象事業の実施期間 ・交付金額、交付決定日 	県単独補助金（継ぎ足し補助金を除く。）及び交付金（税関係の交付金を除く。）で、1件当たりの金額が <ul style="list-style-type: none"> ・ハード事業に係るもの 30,000千円以上 ・ソフト事業に係るもの 5,000千円以上
<ul style="list-style-type: none"> ・予算見積書 	全ての補助金

（2）補助金交付額

監査対象とした知事部局が所管する平成27年度における部局別の補助金交付額は、次のとおりである。

（単位：千円）

部局名	金額
総務部	94,641
危機管理部	460,353
健康政策部	2,039,832
地域福祉部	4,584,535
文化生活部	4,281,681
産業振興推進部	2,062,582
商工労働部	3,312,211
観光振興部	1,782,227
農業振興部	5,483,047
林業振興・環境部	6,629,207
水産振興部	786,774
土木部	2,585,435
合計	34,102,530

（*）平成27年度の決算審査資料より、補助金の決算額を集計。

平成27年10月1日現在における県の人口は、次のとおりであり、上記の補助金に係る県民一人当たりの交付額は、4万6千円となっている。

世帯数	321,587世帯
総人口	730,931人
男	343,887人
女	387,044人
世帯当たり人口	2.27人

（出典：統計高知2015.10）

なお、平成27年度における財源別歳入状況は、次のとおりであり、県民一人当たりの歳入は、64万8千円となっている。

歳入総額 4,738億円						
自主財源 1,449億円			依存財源 3,289億円			
県税	諸収入	その他	地方交付税	国庫支出金	県債	その他
634億円	169億円	646億円	1,751億円	724億円	668億円	146億円

（出典：平成27年度高知県歳入歳出決算審査意見書）

2. 監査手続の概要

県が交付する補助金について、所管課や交付先等が記載された一覧リストが整備されていなかった。

このため、知事部局が所管するすべての補助金について、各課が作成している「決算審査資料」の「負担金、補助金及び交付金調」及び補助金交付要綱等を過去3年分入手し、知事部局における補助金の全体像の把握に努めた。

【決算審査資料の見本】

(1) 補助金 （単位：円）

目	補助金名	補助率	予算額 (財源)	支出済額 (財源)	交付先	交付先別 金額	交付の目的 及び成果	根拠規定等

その上で、限られた監査資源の中でより深度ある監査を遂行するため、補助金支出済額が2百万円以上の案件を対象とした。

また、支出済額が2百万円未満であっても、交付目的や補助対象経費の内容、過去3年の金額推移等から、監査人が必要と判断した案件については、追加で監査対象とした。

ただし、国の定めた法令、要綱等に基づく補助金は、国の施策の一環として交付される補助金であり、交付の要否、制度設計等について県の裁量の余地が小さいと考えられることから、国からの財源を含む補助金については、今回の監査対象からは除いている。

監査対象とした補助金の知事部局別の件数及び金額は、以下のとおりであり、補助金の名称、交付先等の明細は本報告書の末尾に記載している。

（単位：千円）

部局名	件数	金額
総務部	1	94,272
危機管理部	8	460,353
健康政策部	26	1,025,560
地域福祉部	46	3,689,865
文化生活部	17	506,876
産業振興推進部	16	1,144,660
商工労働部	18	2,681,659
観光振興部	4	1,561,458
農業振興部	41	1,313,005
林業振興・環境部	27	715,777
水産振興部	21	313,435
土木部	21	1,190,803
合計	246	14,697,729

監査日程の概要は、次のとおりである。

日程	実施事項
平成28年 8月2日 ～8月19日	監査資料の収集・整理
8月22日	監査対象となる補助金の抽出・分析
8月23日	〃
9月5日	関係者からの状況聴取等
9月6日	〃
9月7日	〃
9月26日	〃
9月27日	〃
9月28日	〃
10月6日	関係書類の閲覧、照合、分析等
10月7日	〃
11月7日	関係者からの状況聴取等
11月8日	〃
11月9日	〃
11月17日	現場視察
11月18日	〃
12月8日	関係書類の閲覧、照合、分析等
12月9日	〃
平成29年 1月30日	〃
1月31日	〃
2月16日	関係者からの状況聴取等
2月17日	〃
3月6日	〃

(*) 監査人及びその補助者の事務所における執務は含んでいない。

第3. 監査の結果及び意見

1. 全般事項

(1) はじめに

1) 結果及び意見の相違について

地方自治法において、包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる（地方自治法第252条の38第2項）と規定されている。

また、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた措置内容については、当該事項を公表することが求められている（同法第252条の38第6項）一方、意見については、当該義務はない。

本報告書では、17個の結果と36個の意見を記載しており、結果と意見の位置づけは次のように整理している。

結果	①高知県補助金等交付規則、補助金交付要綱等（以下、「規則等」という。）の規定に反するもの。 ②規則等に形式的には違反していないが、規則等の趣旨を勘案すると、不適切と判断されるもの。
意見	「結果」には該当しないが、3E（経済性、効率性、有効性）の視点から改善が望まれるもの。

経済性：事務・事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できないか
効率性：業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか

有効性：事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか

(*) 経済性、効率性、有効性の内容は、会計検査院HPより抜粋。

なお、監査人としては法令等の位置づけに従って整理しているものであって、結果と意見のいずれもその重要性について差異はないと考えている旨を申し添えておく。

（2）県全体として取り組む事項

1）補助金に係る情報公開について（意見）

本監査の開始にあたり、県全体としての補助金の交付先リスト（決算ベース）の有無を確認したところ、そのような資料は存在せず、決算審査資料の一部に各課の補助金の情報が記載されている状況であった。

補助金の交付先、交付金額、交付趣旨、交付財源等を一元的に把握し、時系列比較することは、予算編成や監査において活用できると考えられる。また、これらの情報は、県民が適切な団体に補助金が交付されているかを自ら点検できる材料になり、県民サービスの状況を間接的に確認することもできるものと考えられる。

今後は、県全体としての県単独補助金リストを作成し、一定規模以上の交付については、①交付先（間接補助の最終交付先を含む）、②交付金額、③交付対象事業等を公開すべきと考ええる。

2）補助金交付要件の見直しについて（意見）

県が所管する補助金は、県が直接相手先に交付する直接補助と市町村等を経由して相手先に交付する間接補助の2種類がある。いずれの場合であっても最終的に補助金の交付を受ける者が納税義務を適切に果たしていることが前提となるはずである。

この点、一部の補助金では税の滞納がないことを補助要件として補助金交付要綱に定めているが、こうした規定を定めていない補助金も多数見受けられた。

県全体として、最終的に補助金の交付を受ける者も含め、税の滞納がない事が補助要件となる旨を補助金交付要綱に明確に定めるべきである。

3）補助金交付要綱における補助対象経費の定めについて（意見）

監査対象とした246件の補助金交付要綱を確認する中で、補助対象経費は「補助対象事業に必要な経費」というような概括的な記載がなされているものが散見された。

補助対象経費について、具体的な規定を設けることは実務上困難であることは理解できるが、「事業に必要な経費」という規定のみでは補助金の交付趣旨に沿った経費がどのような内容であるのかが判然としない。

また、こうした概括的な記載による影響として、実際の補助対象経費の選定が所管課の解釈によって運用されていた事例も見受けられた。

補助金交付要綱上の補助対象経費の記載方法については、補助金の交付趣旨を踏まえた形で、「補助対象事業に必要な経費」という記載を廃止するか、こうした記載をする場合には補助対象経費を例示する等の措置が望まれる。

4）補助効果の分析について（意見）

一定の施策の実現を目指して補助金を交付するケースにおいて、補助効果としての実績値を体系的に把握し整理していない事例や、当初の計画値を大幅に達成できていないにもかかわらず原因分析後の具体的な対応が適時になされていない事例等が見受けられた。

「高知県補助金等交付規則」及び「高知県補助金等交付規則の運用について」では、補助事業の効果を発揮するために各種の条件を設けることを定めている。

こうした中で、補助効果の実績値を体系的に把握・整理していないというような事務や、当初の計画値を大幅に達成できていないにも関わらず原因分析後の具体的な対応が適時に実施できていない事務は、補助効果を適時適切に把握する事務としては不十分と考えられる。

補助効果の実績値を体系的に把握・整理することはもちろん、原因分析後の具体的な対応も適時に実施することが望まれる。

本意見の詳細については、（19）研究会発事業化支援事業費補助金（コンテンツビジネス）、（25）特用林業新規就業者支援事業費補助金、（29）県産材販売促進検証事業費補助金を参照されたい。

【高知県補助金等交付規則】

第5条 知事は、前条第1項の規定により補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者等に対し、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

（以下、省略）

【高知県補助金等交付規則の運用について】

第5条 補助金等の交付の条件について（第5条関係）

1 第1項に列挙されている条件は、補助事業等を能率的に遂行させ、又は情勢の変化によって補助金等がいたずらに浪費されることのないようにするため、共通的な事項について定めたものであり、したがって、個々の補助金に対する条件については、この規定によって通知書、要綱等で具体的に定めなければならない。

（以下、省略）

（*）波線は監査人が挿入。

（3）個別事項における類似した監査の結果及び意見**1）補助対象経費等の確認事務について（結果）**

補助金実績報告書において、本来は補助対象経費にあたらない経費が補助対象経費に含まれて報告されている事例や、補助金実績報告書における事業費が補助団体全体の事業費を上回っているケースなど、明らかに事務誤りであると認められる事案が見受けられた。その多くは補助基準額の制限等により結果として補助金交付額は誤っていないが、状況によっては補助金交付額を誤り補助金の返還を求めなければならないことも起こり得た事案である。

各個別事項でも述べているが、改めて確認事務を十分に行う必要がある。

【該当する個別事項】

(6) 指定医療機関等医師住宅整備事業費補助金
(11) 住宅等改造支援事業費補助金
(13) 高齢者向け住まい確保対策モデル事業費補助金
(14) 軽費老人ホーム事務費補助金
(20) 私立特別支援学校運営費補助金
(32) 外国人漁業研修事業費補助金

2）補助金の適正執行の確認について（結果）

補助金の交付先において、県からの補助金を含めて収入のすべてを単年度に支出しているものが見受けられた。報償費や旅費等の経費の支出後の残額について必要な文房具等の購入に充てている旨の回答等があったが、消費税が導入されている今日の経済活動を前提にした場合には、収入のすべてを単年度に支出することは極めて特殊な状況である。

監査人としては、補助金の交付先において補助金を使い切るための非効率な支出がなされているとの疑念を抱かざるを得ない。

収入のすべてを単年度に支出している事例がある場合には、必要に応じて内容の調査を行う等の対応が必要と考える。

【該当する個別事項】

(7) 民生委員・児童委員活動費補助金
(31) 漁業自主調整促進協議会補助金

3）補助金交付先の財政状況に応じた取扱いについて（意見）

運営費補助金やこれに類似すると思われる補助金において、交付先団体に一定の剰余金や繰越金等があるにもかかわらず、こうした状況を十分に確認しないままに補助金を交付している事例が見受けられた。各個別事項でも述べているが、補助金交付にあたっては、補助金交付団体の財政状況を十分に精査した上で、補助金交付額を決定することが望まれる。

【該当する個別事項】

(8) 高知県社会福祉協議会活動費補助金
(10) 社会福祉活動費補助金
(16) 身体障害者福祉団体育成事業費補助金

2. 個別事項

(1) 地域防災対策総合補助金

1) 補助金の要約表

所管課	危機管理部 南海トラフ地震対策課	
交付要綱名称	高知県地域防災対策総合補助金交付要綱	
補助対象事業	地域の防災対策を総合的に推進し、災害に強い人づくり、地域づくりを目指すため、市町村が行う事業に要する経費に対して補助するもの。	
交付先	高知市 外 31 件	
補助対象経費	(1)「自助」につなげる対策（県民の防災意識の向上に資する取り組み）	①防災啓発（簡易な津波シミュレーション動画の作成）に係る経費、②室内の安全対策（家具転倒防止金具等の取付け作業費等）に係る経費
	(2)「共助」を高める対策（自主防災組織等の地域の防災力を高める取り組み）	①防災学習（啓発資料の作成、防災研修、視察研修含む）の実施に係る経費、②防災訓練（消火訓練、救急救護訓練、避難訓練、炊き出し訓練、倒壊家屋からの救出訓練等）の実施に係る経費（傷害保険料含む）、③危険箇所の調査及び地域での情報共有（防災マップ作成等）に係る経費、④自主防災組織が行う避難経路及び避難場所の簡易な整備に係る経費（傷害保険料含む）、⑤防災資機材（防火用資機材、救助・救護用資機材、情報伝達用資機材、貸出用資機材等）の購入に係る経費、⑥自主防災組織連絡協議会の開催及び運営に係る経費

	(3)「公助」として取り組むべき対策（市町村が行う防災対策及び自助、共助の活動を促進するための取り組み）	①危険箇所・避難場所等の周知（ハザードマップ作成、避難誘導標識の設置等）に係る経費、②防災情報・通信施設（防災行政無線の屋外拡声子局等）の整備に係る経費、③避難経路・避難場所（津波避難ビル、ヘリサイン等を含む）の整備に係る経費、④避難場所・避難所における環境整備（非常用電源、簡易トイレ、防災井戸等）に係る経費、⑤防災に関する計画（業務継続計画、市町村の避難計画等）の策定に係る経費（委託料に限る）	
補助率	2分の1以内		
決算審査資料の記載状況	(目的) 地域で支え合う自主的な防災対策を総合的に支援し、災害に強い人づくり、地域づくりを目指す。 (成果) 対象32市町村において、「自助」「共助」「公助」の対策を推進。		
補助金の決算額(千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	158,603	206,396	255,695

2) 監査の結果及び意見

県は、南海トラフ地震の発生に備え、「南海トラフ地震対策行動計画」（以下、本項では「行動計画」という。）を策定している。（第1期：平成21年度～平成24年度、第2期：平成25年度～平成27年度、第3期：平成28年度～平成30年度）。

被害の軽減や地震発生後の応急対策、速やかな復旧・復興に向けた事前の準備など、県、市町村、事業所をはじめ県民それぞれの立場で実施すべき具体的な取り組みをまとめた南海トラフ地震対策のトータルプランであり、大震災で得られた教訓や県の新たな想定を元に、専門家や市町村等の意見も踏まえて作成されたものである（第2期行動計画の作成趣旨より引用）。第2期行動計画では、被害シナリオに対応した226の「具体的な取り組み」を設けている。

取組毎の実績は毎年把握されており、平成27年度の実績は第3期行動計画において記載されている。毎年の実績把握をした上で、行動計画の見直しを行っており、取組の項目数も、平成25年度（183項目）、平成26年度（204項目）、平成27年度（226項目）、平成28年度（244項目）と、毎年増加している。

下表は、第3期行動計画の抜粋（一例）である。取組毎に目標が定められ、実績管理が行われている。室内の安全対策、防災訓練、避難所の整備など20以上の取組が南海トラフ地震対策課の担当となっており、緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金、応急機能配置計画策定事業費補助金、地域集会所耐震化促進事業費補助金等の対象となっているものを除き、取組の多くが、地域防災対策総合補助金の対象となっている。なお、実施団体等が市町村となる場合には、実績欄には、取組が完了した市町村名が記載され、市町村の取組状況についても把握を行っている。

①設備の定期的な稼働確認について（意見）

平成27年度の補助金交付額の内訳は、以下のとおりである。

（単位：千円）

事業区分	金額	備考
自助	1,650	家具転倒防止対策等
共助	67,163	防災訓練、防災資機材購入等
公助	186,882	ハザードマップ策定、避難場所環境整備（非常用電源設備、簡易トイレ等）、防災計画策定等
合計	255,695	

「公助」として取り組むべき対策を行う事業において、避難所における環境整備の一環として、災害時でも機能を維持できるように非常用電源設備の整備に対して補助金を交付している（3市町村21台、合計金額6,388千円）。

ここで、非常用電源設備の出力が10キロワット以上であれば電気事業法による点検が設置者である事業主に義務付けられるが、平成27年度に補助対象となった設備は10キロワット未満であったため、電気事業法等による点検義務はない。

本監査において、平成27年度の補助対象者である3市町村における当該設備の稼働確認の状況を質問したところ、市町村における地域の防災訓練にて設備が使用されており、その際に稼働確認がなされているとのことであったが、県は市町村に対して、補助金交付後の稼働確認までは求めておらず、また、その状況を把握していなかった。

当該補助金の目的は、地域の防災対策を総合的に推進し、災害に強い人づくり、地域づくりを目指すことにある。災害が起こった場合に、避難所生活を行うため、電源を安定的に確保することは絶対に欠かせないことである。当該設備は災害時という異常事態に使用する設備であり、日常的に使用する性質のものではないため、不定期に行われる防災訓練における稼働確認だけでは不十分と考えられる。

いつ発生するか予測できない災害に備えるため、市町村に対して定期的に防災訓練を実施するよう指導し、その中で稼働確認について実施していくことが望まれる。

(2) 災害対応型給油所整備促進事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	危機管理部 消防政策課		
交付要綱名称	高知県災害対応型給油所整備促進事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	災害時に停電等が発生した際において、石油製品の安定的な供給の確保を図るため、災害対応型給油所としての機能整備を行う事業を実施する給油所の事業者に対し、助成を行う市町村に対して補助するもの。		
交付先	高知市 外9市町村		
補助対象経費	<自家発電設備（出力3KVA以上30KVA以下）> 設置工事費（自家発電機のための建屋設置費及び設置のために必要な既存設備の撤去費を含む。） ・電気工事費 ・試験調整費 ・消防申請手続費（消防申請納付金を含む。） <緊急用可搬式ポンプ> ・本体購入費 ・設置工事費 ・消防申請手続費（消防申請納付金を含む。）		
補助率	2分の1（1間接事業者あたり限度額100万円）		
決算審査資料の記載状況	(目的) 災害時に停電等が発生した際において、ガソリン等の安定的な供給を確保するため、非常用発電設備など災害対応型給油所としての機能整備に要する経費に対して助成する。 (成果) 災害対応型給油所整備 20ヶ所		
補助金の決算額（千円）	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	—	—	14,048

2) 監査の結果及び意見

災害時に停電等が発生した際において、ガソリン等の安定的な供給を確保するため、自家発電設備など災害対応型給油所としての機能整備に対して補助金を交付している。

①設備の完了検査時の稼働確認について（結果）

平成27年度の交付先10市町村のうち、9市町村に対して自家発電設備に係る補助を行っているが、市町村における、当該設備に対する完了検査時の稼働確認状況は次のとおりであった。

完了時の稼働確認状況	市町村数
完了検査時に現地で納品確認し、その際、稼働確認を行った	4
完了検査時に現地で納品確認はしたが、稼働確認はしなかった	4
現地での納品確認及び稼働確認はしなかった	1
合計	9

このように、設備の完了検査時に稼働確認が行われていない市町村が半数以上を占めていた。当該補助金の目的は、災害時に停電等が発生した際において、ガソリン等の安定的な供給を確保することにある。設備の完了検査時にすら稼働確認を行っていない場合、災害が起こった際に稼働しないことも十分に考えられる。

災害時にガソリン等の安定的な供給を確保するため、設備の完了検査時に必ず稼働確認を行うよう、市町村に対して指導を行う必要がある。

②設備の定期的な稼働確認について（意見）

各市町村では設備の定期的な稼働確認をしておらず、平成27年度において補助対象となった9市町村の交付要綱においても、定期的な稼働確認を要する旨の定めはなかった。

自家発電設備の出力が10キロワット以上であれば電気事業法による点検が設置者である事業主に義務付けられるが、10キロワット未満のものも補助対象となるため、電気事業法等による点検義務が必ずしも義務付けられているわけではない。

当該設備は災害時という異常事態に使用する設備であり、日常的に使用する性質のものではないため、いつ発生するか予測できない災害に備え、補助金交付後の稼働確認を継続させる仕組の構築が必要である。

交付要綱の改正を求めると、市町村に対して必要な指導を行うことが望まれる。

(3) 中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	健康政策部 医療政策課		
交付要綱名称	高知県中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	中山間地域（*1）における訪問看護に携わる職員を確保することを目的に、下記の各号のいずれかに該当する訪問看護ステーションがその採用した新人及び新任看護師に、県の指定する新人訪問看護師育成研修を受講させ、その後継続して訪問看護業務に従事させる場合に、当該研修受講期間中の人件費に対して補助するもの。 (1) 中山間地域に所在するもの (2) 小児看護等専門的領域の訪問看護を提供するもの (3) その他知事が認めるもの		
交付先	医療法人尚腎会 外4法人		
補助対象経費	新人及び新任期の看護職員（事業開始年度又は事業開始年度の前年度に補助事業者に雇用された者に限る）が訪問看護師に必要な知識や技術を習得するために研修に派遣される期間中に必要な人件費（雇用している訪問看護ステーションの給与体系に則って算出するものとする。）		
補助率	定額：1人当たり255,000円/月が上限		
決算審査資料の記載状況	(目的) 中山間地域等に所在する訪問看護ステーションの人材確保・定着のため、初めて訪問看護師となる者が6か月間の研修に参加している期間中の人件費等を補助する。 (成果) 看護師としての勤務経験はあるが、訪問看護師未経験であった者が、6名訪問看護師として育成された。		
補助金の決算額 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	—	—	8,622

(*1) 中山間地域とは、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域、山村振興法に規定する振興山村地域、離島振興法に規定する離島地域、半島振興法に規定する半島地域及び特定農山村における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に定める特定農村地域をいう。

2) 監査の結果及び意見

①納税情報の確認について（意見）

この事業は、訪問看護師となるために高知県立大学での6か月間の研修を受講する際の人件費を補助するものであり、補助対象者は研修を受講する看護職員を雇用している訪問看護ステーションの開設主体の医療法人等である。県は、平成26年12月末時点で県内に211名いる訪問看護師を平成31年度までに84名増加させることを目標として、当該補助事業を実施しており、平成27年度では5つの医療法人に対して（研修受講者は6名）補助金を交付している。

交付要綱では、補助金の交付を受ける医療法人等が税を滞納していないことを交付要件としておらず、税の滞納がないことを確認していない。

交付対象者が民間法人であり、税の滞納有無を確認した上で、補助金を交付することが望まれる。

また、当該補助金は間接的に訪問看護師としての知識や技術の修得につながり、研修受講者にも一定の便益が発生する。

この点、補助金実績報告書に添付されている研修受講者の賃金台帳を確認すると、住民税が控除されておらず、住民税が普通徴収となっている交付先が見受けられた。

一般的には、事業主が雇用者の住民税を特別徴収し税を納付するが、事業主が住民税を特別徴収せずに、雇用者自身が納付する普通徴収も実務上多く見受けられるのが実情である。

住民税が特別徴収ではなく、普通徴収となっている場合には、交付先法人に加えて研修受講者の納税情報も確認することが望まれる。

（4）新人看護職員研修事業費補助金

1）補助金の要約表

所管課	健康政策部 医療政策課	
交付要綱名称	高知県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱	
補助対象事業	病院等（*1）において新人看護職員（主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。）が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的として、看護職員確保対策事業等実施要綱（*2）に基づき実施する、次に掲げる事業に対して補助するもの。 （1）新人看護職員研修事業 （2）医療機関受入研修事業	
交付先	独立行政法人国立病院機構 外18団体	
補助対象経費	研修経費	新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費及び手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費及び図書購入費）、役務費（通信運搬費及び雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費並びに賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）
	教育担当者経費	新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費及び手当）
	医療機関受入研修事業	医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費及び手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費及び図書購入費）、役務費（通信運搬費及び雑役務費）、使用料及び賃借料並びに備品購入費
補助率	1/2以内 （*）補助対象経費ごとに定める基準額と実支出額の少ない方の額に補助率を乗じる。	
決算審査資料の記載状況	（目的） 新人看護職員に対し基本的な臨床技術に関する研修を行うことにより、看護の質の向上と早期離職の防止を図る。	

	（成果） 21施設が活用。それぞれの医療機関で新人看護職員への研修が実施され、新人看護職員が学ぶことのできる環境が整備された。		
補助金の決算額 （千円）	平成25年度 8,726	平成26年度 8,841	平成27年度 8,087

（*1）看護師等の人材確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する病院等をいう。

（*2）厚生労働省が定める要綱である。

2) 監査の結果及び意見

①実績報告書の内容確認について（意見）

補助対象経費の補助基準額は、新人看護職員等の人数に応じて次のように定められており、当該基準額と支出実績額を比較して少ない方の額が補助金交付額とされているため、支出額の確認が重要な要素となる。

内容	基準額
研修経費	新人看護職員1名：440,000円 新人看護職員2名以上：650,000円
教育担当者経費	新人看護職員5名ごとに：215,000円 （*）上限70名
医療機関受入研修事業	受入人数に応じて、113,000円～1,132,000円（20名以上） （*）上限30名で、20名超の場合は1名ごとに45,000円

補助金実績報告書には「対象経費の支出額内訳」が添付されており、研修経費、教育担当者経費、医療機関受入研修事業の別に支出額の内容が記載されているが、各経費の件数部分は、単価に研修時間を乗じることで支出額を算定していた。

しかし、単価の計算方法が明示されていないものが散見され、単価も2千円程度から5千円程度と医療機関ごとにバラツキが見受けられた。

多くは、月給を勤務時間で除して単価を算定していると推測されるが、県としてもどういった過程で単価が計算されているのかを把握することが必要と考える。

今後は、単価の算定過程を「対象経費の支出額内訳」に記載することを求めることが望まれる。

(5) 臓器移植対策事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	健康政策部 医療政策課		
交付要綱名称	高知県臓器移植対策事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	臓器の移植に関する法律に基づく腎臓を始めとする臓器（角膜を除く。以下「臓器」という。）移植のための諸条件の整備及びこれに対する支援を行うとともに、臓器移植に関する知識の普及及び啓発を行うことにより、県民の医療の向上に寄与し、もって福祉の増進に寄与することを目的として、高知県腎臓バンク協会が行う次に掲げる事業に対して補助するもの。 （1） 臓器移植に関する知識の普及啓発に関する事業 （2） 臓器提供についての意思表示カードの普及に関する事業 （3） 臓器移植にかかわる医療機関、搬送機関その他関係機関の連携体制の樹立に対する支援に関する事業 （4） 移植コーディネーターの活動に対する支援に関する事業 （5） 前各号に掲げるもののほか、高知県腎臓バンク協会規約第4条に規定する目的を達成するために必要な事業		
交付先	高知県腎臓バンク協会		
補助対象経費	報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、その他需用費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料、その他役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金		
補助率	定額：7,714,000円が上限		
決算審査資料の記載状況	（目的） 臓器移植の推進を図るため、高知県腎臓バンク協会が実施する普及・啓発事業に対し補助する。 （成果） 臓器移植の普及啓発活動として、推進月間に移植セミナーを開催し、約60名の方に移植医療について講演を行った。また、看護学校の学校祭や様々なイベントにも参加し、臓器移植の資料を配布等することで、普及啓発を行った。また、移植コーディネーターの活動として院内コーディネーター研修会の開催や、医療機関での勉強会等を実施し、院内の体制を整える支援をした。		
補助金の決算額（千円）	平成25年度 6,103	平成26年度 6,694	平成27年度 3,428

2) 監査の結果及び意見

①補助金交付額の算定について（結果）

高知県腎バンク協会（以下、本項では「腎協会」という。）への事業費補助金であるが、その実質は腎協会の収支不足を補填するためのものであり、運営費補助金としての側面が強い。

平成26年度と平成27年度の腎協会の決算書は、次のとおりである。

一般会計 (単位：千円)

区分	科目	H26年度	H27年度
収入	県補助金	6,694	3,428
	日本臓器移植ネットワーク補助金	1,095	736
	雑収入	351	8
小計		8,140	4,173
支出	会議費	275	203
	管理費	6,007	2,839
	臓器移植対策費	1,858	1,129
小計		8,140	4,173
翌年度繰越額		—	—

退職積立金特別会計 (単位：千円)

区分	科目	H26年度	H27年度
収入	一般会計からの繰入収入	—	—
	前年度からの繰越金	773	659
	利子収入	0	0
小計		773	659
支出	退職金	114	—
小計		114	—
翌年度繰越額		659	659

一般寄付金特別会計 (単位：千円)

区分	科目	H26年度	H27年度
収入	前年度からの繰越金	5,621	5,952
	利子収入	1	1
	一般寄付金	330	—
小計		5,952	5,953
翌年度繰越額		5,952	5,953

腎協会では、常勤職員に対する退職金を支出するために、退職積立金特別会計を設けている。

しかし、平成26年度末時点で常勤職員は退職により存在せず、当該特別会計の繰越額（659千円）は目的のない資金として残存している。本来であれば、平成26年度末の繰越額は一般会計への繰入金支出として一般会計へ戻す処理が必要であった。その上で、一般会計における補助金交付額を算定する必要があった。

平成27年度も常勤職員は存在しなかったが、平成28年度には常勤職員が1名存在しているとのことである。

平成28年度の決算において、過去の退職積立金特別会計の繰越額は一般会計へ繰り入れ、新任の常勤職員の要積立額を繰り出す処理を実施した上で、補助金交付額を算定する必要がある。

なお、一般寄付金特別会計は、現在は任意団体である腎協会を法人化するために、一般より寄付を募ったが、人的手当がつかず法人化が中断したために生じているものであり、腎協会の運営費や事業費と一線を画するものであるとのことである。

(6) 指定医療機関等医師住宅整備事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	健康政策部 医師確保・育成支援課		
交付要綱名称	高知県指定医療機関等医師住宅整備事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例に定める県内指定医療機関又は高知県との連携事業により県外大学から派遣される医師を受け入れる医療機関のうち、一定の要件に該当する医療機関が行う医師住宅整備事業に対して補助するもの。		
交付先	本山町、医療法人川村会		
補助対象経費	医師の確保・定着に必要な医師住宅の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費		
補助率	定額：基準額と実際支出額の少ない方の額。 基準額 鉄筋コンクリート造：138,000円×㎡ ブロック造：120,100円×㎡ 木造：138,000円×㎡ (*）1戸当たり80㎡（1事業者につき2戸を限度）		
決算審査資料の記載状況	(目的) 高知県医師養成奨学貸付金制度の指定医療機関等の行う医師住宅整備事業に要する経費を補助する。 (成果) 医師住宅3戸の整備を補助した。		
補助金の決算額 (千円)	平成25年度 —	平成26年度 11,040	平成27年度 32,620

2) 監査の結果及び意見

①補助対象経費の確認について（結果）

平成27年度の補助金交付の状況は次のとおりであった。

(単位：円)

	本山町 町立国保嶺北中央病院	医療法人川村会 くぼかわ病院
整備戸数	改築2戸(80㎡×2)	新築1戸(77.28㎡)
総事業費	26,218,080	13,233,201
補助対象経費の実支出額	23,998,689	11,398,320
基準額	22,080,000	10,664,000
補助金交付決定額	22,080,000	10,540,000

(*）医療法人川村会は補助金交付申請の変更届を提出しなかったため、交付決定額が基準額よりも少なくなっている。

本補助金は、医師住宅の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費となっており、住宅内のルームエアコンや照明設備等の備品関係は補助対象外経費として取り扱われている。

医療法人川村会の事業実績報告書では、電気その他として次のような経費が補助対象外経費として報告されていた（すべて異なる業者からの購入で領収書も別）。

項目	金額（円）
照明器具代	71,928
エアコン・工事代金	212,339
カーテン	55,534
計	339,801

他方、本山町の事業実績報告書では、工事内訳明細書における電気設備工事が補助対象経費として報告されていた。内訳書における電気設備工事の内容を確認すると、補助対象外経費とされるはずの、次のような備品関係の明細が記載されていた。

項目	金額（円）
ルームエアコン1台	143,300
ルームエアコン2台	110,740
寝室・洋室シーリングライト	48,000
計	302,040

本山町の補助対象経費の実支出額はこれらを除いても基準額を超過しており、補助金交付額に誤りはなかったものの、工事一式での発注の場合の補助対象経費の確認を十分にすることがある。

（7）民生委員・児童委員活動費補助金

1）補助金の要約表

所管課	地域福祉部 地域福祉政策課		
交付要綱名称	高知県民生委員・児童委員活動費補助金交付要綱		
補助対象事業	地域社会の福祉増進及び民生安定のため、各市町村民生委員協議会に対し、民生委員・児童委員の活動に要する経費に対して補助するもの。		
交付先	室戸市民生委員児童委員協議会 外44件		
補助対象経費	会議費	報償費、旅費、需用費（食糧費は除く。）、役務費並びに使用料及び賃借料	
	事務費	旅費、需用費（食糧費は除く。）、役務費、使用料及び賃借料並びに備品購入費	
	事業費	報償費、旅費、需用費（食糧費は除く。）、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料	
補助率	定額		
決算審査資料の記載状況	<p>（目的）</p> <p>地域社会の福祉増進と民生安定のため、民生児童委員の活動費を助成することにより、その活動の活性化と地域福祉の向上を図る。</p> <p>（成果）</p> <p>各地域で民生児童委員による日常的な活動のほか、研修やイベントの実施等、さらに民生児童委員活動を活性化させる事業を実施し、地域社会の福祉の増進と民生安定を図った。</p>		
補助金の決算額 （千円）	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	109,099	108,822	108,911

2) 監査の結果及び意見

①補助事業者における資金の使途について（結果）

45地区にある民生委員児童委員協議会（以下、本項では「民児協」という。）に対して民児協の所在する市町村と共に補助金を交付している。民児協は民生委員の職務に関する連絡及び調整等の任務を行う組織である。また、民生委員は児童委員を兼ねており、職務範囲は高齢者の安否確認から児童虐待の対応まで広く、援助を必要とする住民の相談に応じ、助言及び援助を行っている。

民生委員は無報酬ではあるが、民児協からは交通費や通信費等相当分として一定の経費が支給されており、本補助金はその財源となっている。

補助金額の積算方法は、下記の①委員手当、②会長手当及び③活動費の合計である。

① 委員手当	② 会長手当	③ 活動費
定数×58,400円	8,850円	200,000円

実績報告書に添付されている収支決算書の支出の項目に補助対象経費ではない飲食代と慶弔費が計上されているものが数件あった。その中から抽出した3地区の収支状況の概要及び飲食代等の金額は下表の通りである。

(単位：千円)

科目	A	B	C
補助金（県他）	9,411	3,814	1,298
参加料収入（*1）	452	—	—
その他収入	129	0	0
前年度繰越金	13	51	80
収入合計	10,006	3,866	1,379
各種支出	9,986	3,809	1,301
次年度繰越金	20	56	77
支出合計	10,006	3,866	1,379

(*1) A地区の参加料収入は、県外研修の個人負担であり、これに係る支出として宿泊料220千円、バス借上料488千円及び飲食代他453千円が計上されている。

(単位：千円)

地区	支出内容	金額	個人負担 (*1)
A	定期総会 食料・飲料	140	×
	県外研修 飲食代他	453	○
B	慶弔費他	74	×
C	懇親会費等	159	×
	慶弔費	10	×

(*1) ○は個人負担あり、×は個人負担なし。

所管課からの説明によれば、県からの補助金は全てこれら以外の補助対象経費に充てられており、飲食代等には充てられていないとのことであったが、市町村からの補助金が飲食代等に充てられていることも考えにくいため、市町村と連携して実態の把握をすべきである。

②補助対象経費の適正執行の確認について（結果）

実績報告書の収支決算書を確認したところ、県からの補助金を含めて収入のすべてを単年度に支出しているものが7件あった。その理由として帳簿のつじつま合わせも考えられることから、所管課にその理由を確認したところ、回答は下記のとおりであった。

回答	件数
①委員活動費等の支出をした後の残額については、必要な文房具の購入（需用費）に充てている。	4件
②年度ごとの残額は町補助金を返還している。	3件

理由が②である場合は特に問題ないが、理由が①である場合は補助金を使い切るために非効率な支出をしていることも考えられる。

本件のようなケースでは、民児協において必要とされる活動に支出されていることを確認し、必要に応じて帳簿等の提出を求めるとや実地調査を行うこと等の措置を講じることが望まれる。

(8) 高知県社会福祉協議会活動費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	地域福祉部 地域福祉政策課		
交付要綱名称	高知県社会福祉協議会活動費補助金交付要綱		
補助対象事業	社会福祉を推進するため、社会福祉法人高知県社会福祉協議会が行う、次に掲げる事業に関する経費に対して補助するもの。 (1) 社会福祉協議会活動推進事業 (2) 福祉施設経営指導事業		
交付先	社会福祉法人高知県社会福祉協議会		
補助対象経費	社会福祉協議会活動推進事業	高知県社会福祉協議会が実施する社会福祉活動を推進するために必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、使用料及び賃借料並びに役務費（通信運搬費及び手数料）	
	福祉施設経営指導事業	福祉施設経営指導事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、使用料及び賃借料並びに役務費（通信運搬費及び手数料）	
補助率	定額		
決算審査資料の記載状況	(目的) 高知県社会福祉協議会の活動強化のため、その運営費の助成を行い、民間社会福祉活動の強化を図る。		
	(成果) 社協活動の推進に向けた事業の実施及び福祉施設の経営指導について相談への対応や、会計・労務管理等の研修等の補助事業を実施し、県社協の活動強化を図った。		
補助金の決算額 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	48,062	48,919	50,096

2) 監査の結果及び意見

①補助金交付時の財政状況等の精査について (意見)

社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下、本項では「県社協」という。）が実施する社会福祉協議会活動推進事業及び福祉施設経営指導事業に補助金を交付しており、平成27年度の内訳は下表の通りである。

(単位：千円)

事業名	補助金額
社会福祉協議会活動推進事業	47,692
福祉施設経営指導事業	2,404
合計	50,096

社会福祉協議会活動推進事業は、県社協が基本理念・活動指針に基づき、効果的に事業を遂行できるよう、適正かつ効率的に法人運営を行うため、理事会、評議員会の開催、適正な財政管理及び自主財源確保の取組みの推進等を行う事業である。

当該事業に係る補助対象経費の主な内訳は会長、常務理事、事務局長及び職員に係る人件費であり、本補助金は実質的に団体の運営費補助となっている。

県社協の一般会計に係る財政状況等の概要は下表の通りである。

【財政状況】

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
現金預金	613,887	負債計	5,802,281
財政調整積立資産	81,076	純資産計	2,781,720
基本財産	69,233		
その他資産(*1)	7,819,804		
合計	8,584,002	合計	8,584,002

(*1) その他資産の内訳は、主に共済事業預り金引当資産等の特定資産である。

【収支状況】

(単位：千円)

科目		金額
事業活動による収支	収入計	1,378,810
	支出計	1,074,631
	収支差額	304,179
施設整備等による収支	収入計	—
	支出計	4,700
	収支差額	△4,700
その他の活動による収支	収入計	346,557
	支出計	703,442
	収支差額	△356,885
当期資金収支差額合計		△57,406
前期末支払資金残高		658,065
当期末支払資金残高		600,658

当期資金収支差額合計は57,406千円の支出超過となっているが、現金預金の残高は613,887千円、財政調整積立資産の残高は81,076千円であり、毎年交付している補助金額を十分に上回っており、余剰資金を有していると考えられる。

県社協は地域福祉の充実を目指して県とも連携して事業を推進しているが、県とは別の法人格を有している以上、県社協の財政状況等を十分に精査した上で、補助金交付額を決定することが望まれる。

なお、所管課が改めて確認し、得た回答は以下のとおりであった。

現金預金613,887千円のうち522,883千円は介護福祉士等修学資金貸付事業の、14,960千円は保育士修学資金貸付事業の原資及び事務費として国から交付されており、その用途はそれぞれの事業に係るものに限定され、事業廃止の際は国庫に返還する必要がある。また、これらの貸付事業に係る現金預金を差し引いた76,044千円と財政調整積立資産81,076千円とを合わせた157,120千円が実質的な現金預金となるが、県社協の月平均支出89,701千円と比較すると、1.75か月分の程度の運転資金しか有していない。

(9) 福祉・介護人材参入促進事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	地域福祉部 地域福祉政策課		
交付要綱名称	高知県福祉・介護人材参入促進事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	福祉・介護分野における若い世代及び新たな人材確保の推進を図ることを目的に、介護福祉士等の養成施設に相談・助言及び指導を行う相談員を配置し、次に掲げる事業に対して補助するもの。 (1) 中学校、高校等を訪問し、福祉・介護の仕事及び魅力を紹介する事業 (2) 中・高校生、家族及び教員の相談に応じ、助言、指導等を行う事業		
交付先	学校法人すみれ学園 外1件		
補助対象経費	福祉・介護人材参入促進事業の実施に必要な賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費については研修等講師の昼食代及び茶代に限る。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金		
補助率	10分の10、補助基準額 1養成校当たり170万円		
決算審査資料の記載状況	(目的) 介護福祉士の養成施設等の職員が高校等を訪問し、福祉・介護の仕事を紹介する事業や介護に関する啓発事業等に要した経費を補助する。 (成果) 述べ744校にて啓発活動を実施するとともに、101回の助言・相談事業を行った。		
補助金の決算額(千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	—	—	3,270

(*) 平成27年度において、補助対象を拡大する交付要綱の改正があった。また、高齢者福祉課より地域福祉政策課に業務が移管された。

2) 監査の結果及び意見

①補助対象経費の算定方法について（意見）

県内には介護福祉士を養成している法人が2法人あり、当該2法人が実施する介護福祉士志望者の募集活動に対して補助金を交付している。

補助対象経費の主な内訳は、人件費、旅費交通費及び職業説明会への参加負担金等である。

両法人の補助対象経費の積算内訳を確認したところ、下表の通り、共通する経費もあったが、報償費の算定方法等に相違が見られた。

	A法人	B法人	備考
報償費	○	○	A：1,210円/時間×時間数 B：600円/日×日数
旅費	○	×	A：宿泊費が計上されている B：宿泊しているが、宿泊費が計上されていない
使用料	○	○	
需用費	○	○	
負担金	○	○	

(*) ○は計上あり、×は計上なし。

報償費について、A法人は1日に換算した場合の金額が8,000円程度と計算されるのに対し、B法人は1日当たり600円となっており、算定額の乖離幅が大きかった。また、旅費について、A法人は宿泊費が計上されているのに対し、B法人は実際には宿泊があったとのことであるが、宿泊費が計上されていなかった。これらによって、補助対象経費の金額は、A法人がB法人よりも多く計算され、補助金額にも影響を及ぼしており、A法人にとっては有利、B法人にとっては不利な結果となっていた。

補助対象経費の算定方法の違いによって補助事業者間において補助金額に不公平が生じてはならない。補助対象経費の算定方法を補助事業者に明確に示すとともに、補助事業者に補助対象経費を適正に算定、報告するよう指導することが望まれる。

(10) 社会福祉活動費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	地域福祉部 地域福祉政策課		
交付要綱名称	平成27年度高知県社会福祉活動費補助金交付要綱		
補助対象事業	更生保護法人高知保護観察協会が行う啓発、連絡調整及び助成に要する経費に対して補助するもの。		
交付先	更生保護法人高知保護観察協会		
補助対象経費	啓発費、連絡調整費（更生保護婦人会活動、BBS活動及び機関紙発行に係る経費）及び助成費（更生保護婦人会活動及びBBS活動に係る経費） （*）BBSはBig Brothers and Sisters Movementの略。		
補助率	定額		
決算審査資料の記載状況	<p>（目的） 高知県保護観察協会が行う事業に対し、助成を行い、更生保護事業の充実を図る。</p> <p>（成果） 機関紙を発行し、更生保護関係者相互への情報発信及び更生保護事業の広報を行うなど、更生保護事業の充実を図った。</p>		
補助金の決算額（千円）	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	348	348	348

2) 監査の結果及び意見

①補助対象経費の執行確認について（意見）

更生保護法人高知保護観察協会（以下、本項では「協会」という。）が実施する高知県更生保護女性連盟への助成事業等に補助金を定額で交付している。直近3年間の交付額は各年348千円であり、平成27年度の補助対象事業費の内訳は下表の通りである。

(単位：千円)

補助対象事業	金額	備考
① 高知県更生保護女性連盟への助成 母親、女性の立場から地域浄化運動としてミニ集会、矯正施設訪問、犯罪や非行予防にかかる啓発活動、会員資質向上のための研修等に助成。	250	(*1)
② 高知県BBS連盟への助成 保護観察処分の少年や、学校・警察・家庭裁判所などから依頼を受け、少年たちの兄や姉となって、健全な姿に立ち直るよう側面から更生を援助する青年たちの活動費を助成。	130	(*1)
③ 更生保護事業功労者顕彰式典への助成 高知県下で長年にわたり更生保護事業に取り組んでいる保護司、更生保護女性会員、BBS会員及び一般県民で更生保護事業に金品の寄付や、社会を明るくする運動行事に特別協力された方々に対して顕彰を行う式典の運営経費（駐車場代、記念品代、アナウンス料等）を助成。	100	(*2)
④ 機関紙発行の助成 更生保護関係者相互への情報発信及び更生保護事業の一般広報のための年2回機関紙を発行（1回3,000部）し、更生保護関係者及び関係団体、県市町村、学校や一般市民に配布する事業に助成。	270	
⑤ 啓発活動への助成 年間を通じて、特に7月を強調月間として全国的に実施されている「社会を明るくする運動」の経費（高知県総決起大会及び街頭パレード・小中学生作文コンテスト等の経費）に対して助成。	250	(*2)
合計	1,000	
補助金交付額	348	

(*1) 関係団体に補助金が再交付されている。

(*2) 他会計が設定されている。

補助対象経費の中には、他会計となっている更生保護事業功労者顕彰式典の運営や啓発活動に助成しているものに加え、関係団体である高知県更生保護女性連盟や高知県BBS連盟に補助金が再交付されているものもある。実績報告書に添付されている収支計算書にはこれらの項目別に総額は記載されているが、経費の詳細な内訳までは確認できなかった。

これらについて、領収書等の証憑書類を入手し確認することが交付要綱等で求められておらず、入手していなかった。また、協会においても、関係団体から証憑書類を入手していないとのことであった。

補助対象経費の詳細な内訳及び支払事実を確認するため、他会計への繰出しであっても、証憑書類を入手することが望まれる。

また、協会から関係団体に再交付されている補助金については、関係団体から補助対象経費に係る証憑書類を入手するよう協会を指導し、必要に応じて県への提出を求めることが望まれる。

②補助金交付時の財政状況等の精査について（意見）

協会の一般会計の財政状況等の概要は下表の通りである。

【財政状況】 (単位：千円)

科目	金額	科目	金額
現金預金	6,337	退職給与引当金	850
未収入金	182	正味財産	116,076
基本財産	100,700		
積立預金	8,857		
退職給与引当預金	850		
合計	116,926	合計	116,926

【収支状況】 (単位：千円)

科目	金額	科目	金額
一時保護事業費	576	補助金等収入	901
助成費	2,414	寄附金収入	323
連絡調整費	370	財産収入	776
その他連絡助成事業費	1,043	会費収入	3,792
管理費	763	雑収入	27
次期繰越金	6,519	前期繰越金	5,866
合計	11,687	合計	11,687

平成27年度の当期収支差額は652千円であり、平成27年度末の現金預金残高は6,337千円、積立預金残高は8,857千円となっている。また、他会計の次期繰越金が、更生保護事業功労者顕彰式典の運営で491千円、啓発活動で497千円となっていた。

これらの資金を保有していることについて、協会からは下記のとおり説明がされていた。

- ・会費の納入時期、関係団体への助成時期等の関係で当面の運営資金が2,500千円程必要である。
- ・更生保護施設である寮の改築に充てるための資金の一部を現金預金で保有している。
- ・他会計では、5年に1度開催される大会の資金に使用するため、繰越金が多くなっている。

本補助金は事業費補助ではあるが、協会は主な財源が会費収入や補助金収入であって、営利を目的としていない法人であることから、特定の目的を持たない余剰資金があれば優先して事業費に充てるべきである。

協会の財政状況等を十分に精査した上で、補助金交付額を決定することが望まれる。

なお、所管課が改めて確認した結果、協会は、平成28年度に、別の更生保護法人が行う更生保護施設の改築の助成として、12,000千円を支出するとともに、当該施設の次回の改築への助成に備えて、2,000千円の積み立てを行ったとのことであった。

(11) 住宅等改造支援事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	地域福祉部 高齢者福祉課		
交付要綱名称	平成27年度高知県住宅等改造支援事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	<p>(1) 又は(2)の条件を満たす者を含む主たる生計中心者の前年所得税額が30万円未満の世帯において、居住する住宅を本人の身体状況等に応じた安全かつ利便性に優れたものへの改修又は改築を支援することにより、本人及び介護者の負担軽減を図り、もって福祉の増進を図ること及び地域での総合的な在宅生活支援等に必要の建築物の改修又は改築を支援することにより、中核市を除く市町村の在宅福祉施策の促進を図ることを目的として補助するもの。</p> <p>(1) 介護保険制度における要介護者及び要支援者の認定をうけた者（以下、本項では「要介護者等」という。）</p> <p>(2) 介護保険制度における要介護、要支援の認定をうけておらず、かつ、単身の高齢者又は夫婦のみで居住している65歳以上の者（以下、本項では「一般高齢者」という。）</p>		
交付先	室戸市 外20件		
補助対象経費	補助金、交付金及び扶助費		
補助率	補助基準額	要介護者等100万円、一般高齢者30万円	
	対象世帯の階層区分による県・市町村・対象世帯の負担割合	主たる世帯の生計中心者の前年の所得税額が30万円未満の世帯	各3分の1
		生活保護による被保護世帯	各2分の1 (対象世帯の負担なし)
決算審査資料の記載状況	<p>(目的) 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、市町村が実施する住宅等改造助成事業に対し補助する。</p> <p>(成果) 住み慣れた住宅を改造することにより、高齢者の在宅生活への支援ができた。</p>		
補助金の決算額 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	14,459	11,277	13,259

2) 監査の結果及び意見

①実施基準に基づかない補助金交付について（結果）

要介護者等又は一般高齢者の住宅等の改修又は改築に市町村を通して補助金を交付している。

補助対象工事について、交付要綱第3条及び住宅等改造支援事業実施基準（個人用）（以下、本項では「実施基準」という。）第7条第1項では、下記の通り規定しているが、一般高齢者のシャワーユニットの新設に対して、100千円の補助金が交付されていた。

【要綱第3条】

前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の実施基準は、別紙に定めるとおりとする。

【実施基準第7条第1項】

対象工事は、浴室、玄関、台所、便所、廊下、階段、居室等を要介護者等又は一般高齢者の身体状況等に応じて、安全かつ利便性に優れたものに改修又は改築とするものとする。

ただし、一般高齢者にあつては、介護保険法における住宅改修の範囲とする。

（単位：千円）

市町村	交付決定額	総事業費	改造場所
宿毛市	100	367	シャワーユニットの設置

一般高齢者のシャワーユニットの新設を補助対象とすることの適切性について、所管課にヒアリングしたところ、介護保険法における住宅改修には当たらないとのことであり、実施基準に基づかない補助金が交付されていた。交付段階において所管課はそのことに気付いておらず、今回の監査で判明した。

実施基準に基づかない交付は認められず、所管課は実施基準の内容を熟知する必要がある。

なお、平成28年度に実施基準の一部を改正し、第7条第1項の但書の文言を削除している。

②実施基準の見直しについて（意見）

補助対象経費について、実施基準では市町村の支出である補助金、交付金及び扶助費としており、要介護者等又は一般高齢者における経費は記載されていない。

これは、本補助金は要介護者等又は一般高齢者に対する間接補助金であり、県の直接の交付先は市町村であることによるものと考えられる。

こうした中で実務上は、補助対象経費を本補助金の制度目的から解釈し、一定の経費を補助対象外としている。具体的な補助対象外経費は、電気工事や天井部分の工事、浴室の鏡の設置工事に係る経費等である。

実施基準は補助金交付事務の拠り所となるものであり、補助対象経費、対象外経費が明確に示されるよう実施基準を見直すことが望まれる。

③見積書の確認について（意見）

浴室の鏡の設置工事に係る経費について、補助対象外経費とされているところ、業者からの見積書において明記され補助対象経費から除かれている事例があったが、下記の補助金交付では、業者からの見積書に浴室の設置工事に係る金額が一式で計上されており、詳細な内訳を書面で確認できなかった。

（単位：千円）

市町村	交付決定額	総事業費	改造場所
梶原町	333	1,067	浴室、便所

添付書類の完成写真を見ると浴室には鏡が設置されていたことから、鏡の設置工事に係る経費が補助対象経費に含まれていないか所管課にヒアリングした。これに対して、所管課は、申請時に当該経費が含まれていないことを口頭で確認しているとのことであった。

見積書に金額が工事一式で計上されているものは、詳細な内訳が記載されている見積書を提出している事業実施者と不公平な取扱いがなされないよう、補助対象経費の有無を口頭で確認するだけでなく書面で確認するため、市町村を通して事業実施者に業者からの工事一式に係る内訳の入手及び提出を求めることが望まれる。

(12) 介護サービス相談体制整備事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	地域福祉部 高齢者福祉課		
交付要綱名称	平成27年度高知県介護サービス相談体制整備事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	高知県国民健康保険団体連合会が介護保険業務の一環として行う苦情処理業務の体制整備に要する経費に対して補助するもの。		
交付先	高知県国民健康保険団体連合会		
補助対象経費	<p>下記の補助事業に要する報酬、給料、職員手当等、共済費（社会保険に限る。）、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金</p> <p>(1) 苦情処理担当職員（事務局）の配置 (2) 顧問弁護士・介護サービス苦情処理委員の配置 (3) 調査員の配置 (4) 苦情処理委員打合せ（委員会）の開催 (5) 苦情処理委員及び担当職員の研修 (6) 県及び市町村等との情報交換 (7) 事例集等の作成 (8) 苦情処理業務のための環境整備等</p>		
補助率	2分の1、補助基準額4,045,000円		
決算審査資料の記載状況	<p>(目的) 介護サービスの質を確保し向上させるために、高知県国保連合会が行う苦情処理業務に対して補助する。</p> <p>(成果) 指定事業者に対する迅速かつ効果的な指導を図るとともに、適切な介護保険サービスの提供を確保し、もって介護保険制度の円滑な実施が図られた。</p>		
補助金の決算額 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	—	1,813	2,004

2) 監査の結果及び意見

①委員会の開催状況の確認について（意見）

高知県国民健康保険団体連合会（以下、本項では「国保連合会」という。）の苦情処理業務に補助金を交付している。国保連合会では、介護サービスの利用についての相談・苦情等を受け付けている。また、利用者からの申立に対しては、国保連合会内に設けられている介護サービス苦情処理委員会に報告され担当苦情処理委員による内容の検討、調査が行われ、申立の事実が確認された場合は、改善すべき事項を事業所に通知している。

補助金額の積算内訳は下表の通りであり、主な補助対象経費は、介護サービス苦情処理委員会の会長である外部の弁護士1名と委員で当該業務に専属で従事している非常勤職員2名（委員及び調査員）に係る人件費となっている。

(単位：千円)

経費区分	金額	積算内訳
報酬	3,203	介護サービス苦情処理委員会 会長報酬 30千円×12月＝360千円 委員報酬 11千円×195日+20千円（時間外）＝2,165千円 調査員報酬 10千円×66日+18千円（時間外）＝678千円
共済費	369	
需用費	15	図書費6千円、複写機使用料9千円
役務費	420	電話料371千円他
合計	4,009	

介護サービス苦情処理委員会は毎月1回開催されることとなっているが、所管課では開催状況を確認していなかった。

当委員会は苦情処理業務の中で事業所の指導及び助言を行う重要な役割を担う機関であって、その開催に係る費用は補助対象経費であることから、当委員会の開催日ごとの議事録等を入手し定期的に開催されていることを確認することが望まれる。

②補助金額の妥当性の検証について（意見）

国保連合会のホームページでも公表されている過去3年間における苦情相談及び苦情申立の件数は下表の通りである。

（単位：件）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
苦情相談	66	45	65
苦情申立	5	6	4
合計	71	51	69

国保連合会非常勤職員2名の従事日数について、平成27年度においては合計で261日と計算される。これは、苦情相談1件当たり約4日を要していることになるが、所管課は非常勤職員の概ね必要な業務量を把握できておらず、補助金額の妥当性を検証できなかった。

補助金額の妥当性を検証するため、所管課は国保連合会非常勤職員の業務量及び必要な従事日数等を把握するとともに、業務量及び必要な従事日数等に基づいた適正な補助金額とすることが望まれる。

（13）高齢者向け住まい確保対策モデル事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	地域福祉部 高齢者福祉課		
交付要綱名称	平成27年度高知県高齢者向け住まい確保対策モデル事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	住まいの確保に配慮を要する高齢者が地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりのモデルとなる取組みを支援するため、市町村等が一定の条件を満たした高齢者向けの住まいの整備を行う場合に、実施に要する経費に対して補助するもの。		
交付先	大川村		
補助対象経費	補助対象事業の実施に必要な工事費及び工事請負費（これらと同等であると認められる委託費、分担金及び適当であると認められる購入費等を含む。） ただし、以下の経費は補助対象としない。 (1) 用地取得又は補償に要する経費 (2) 用地の整地に要する経費 (3) 建物の設計及び工事の施工管理に要する経費 (4) 既存の施設、設備等の撤去に伴う廃棄物の運搬及び処分に関する経費		
補助率	4分の1以内、補助限度額 1施設当たり5,500,000円以内		
決算審査資料の記載状況	(目的) 住まいの確保に配慮を要する高齢者が地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりのモデルとなる取組みを支援する。 (成果) 地域の福祉的課題を解決するための高齢者向け住まいが整備された。		
補助金の決算額 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	—	—	2,048

2) 監査の結果及び意見

① 交付要綱に基づかない補助金交付について（結果）

市町村等が行う高齢者向けの住まいの整備に補助金を交付している。

補助対象経費について、交付要綱別表第1では、建物の設計及び工事の施工管理に要する経費並びに既存の施設、設備等の撤去に伴う廃棄物の運搬及び処分に要する経費は補助対象としないと規定されている。

平成27年度は、大川村が実施した高齢者等住居施設改修工事の1件に対して補助金を交付しており、補助対象経費は工事請負費8,192千円であった。

その内訳について、設計書を閲覧したところ、下記の経費は補助対象外経費に該当するが、県が見落としたことにより補助対象経費に含まれていた。

(単位：千円)

名称	内容	金額
取壊発生材運搬 (ダンプ2t積)	28.5km以下 人力積込(仕上材・材料類)	19
産廃処分費	金属類	6

補助対象外経費である取壊発生材運搬費と産廃処分費が補助対象経費に含まれた結果、補助金額が9千円過大に交付されていた。

交付要綱に基づいて補助金額を適正に算定するよう再発防止に努めるべきである。なお、過大交付額の返還がなされていることを監査の過程で確認した。

② 交付要綱の見直しについて（意見）

補助金実績報告書の添付資料である工事請負費の内訳において、補助対象外経費と考えられる下記の経費が含まれていた。

(単位：千円)

名称	内容	金額
現場管理費	—	658
一般管理費	—	642

補助対象経費とすることの適否について、所管課にヒアリングを行ったところ、回答要旨は下記の通りであり、補助金の過大交付にはなっていなかった。

名称	回答要旨
現場管理費	間接工事費であるため補助対象経費に含まれる。
一般管理費	

所管課によれば、補助対象外経費の「建物の設計及び工事の施工管理に要する経費」は外部の設計業者に委託した場合の経費であるとのことであったが、このことが交付要綱では明確に示されておらず、これらに要する全ての経費が補助対象外経費とも読める。

交付要綱の解釈により異なる取扱いがなされることを防ぐため、補助対象経費、対象外経費が明確に示されるよう交付要綱を見直すことが望まれる。

(14) 軽費老人ホーム事務費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	地域福祉部 高齢者福祉課		
交付要綱名称	高知県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱		
補助対象事業	老人福祉の振興を図るため、社会福祉法人が軽費老人ホームの運営に当たって、平成20年5月30日老発第0530003号「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」に基づき徴収すべき事務費の一部を減免した場合における当該減免した経費に対して補助するもの。		
交付先	社会福祉法人香南会 外16件		
補助対象経費	施設を運営するために必要な職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費及び備品購入費等並びに引当金並びに本部会計繰入金に充当する経費		
補助率	定額		
決算審査資料の記載状況	(目的) 軽費老人ホームの運営に要する事務費の一部を補助することにより、入所者の負担軽減と施設の健全な運営を図る。 (成果) 施設の健全な運営等を図ることができた。		
補助金の決算額 (千円)	平成25年度 225,097	平成26年度 223,783	平成27年度 237,322

2) 監査の結果及び意見

①補助対象外経費の金額把握について（結果）

補助事業者は、軽費老人ホームの運営に当たって、本人からの事務費徴収額の一部を減免している。県は、当該減免された事務費に対して補助金を交付している。

補助所要額（F）は下記の方法により算定されている。

事務費 実支出額	事務費 基準額	事務費 本人徴収額	事務費 減免額	調整率	補助 所要額
A	B	C	A又はB-C D	1.00511 E	D×E F

(*1) 事務費基準額（B）は、軽費老人ホーム利用料等取扱基準に基づいて階層区分ごとに利用人員に単価を乗じた額を合計した額である。

(*2) 事務費減免額（D）は、事務費実支出額（A）又は事務費基準額（B）のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額（C）を控除した額である。

補助対象となっている施設の中には、特定施設入居者生活介護サービスも併せて行っている施設がある。当該サービスに係る事業費について、軽費老人ホームのサービスではないことから補助対象外とされているが、実績報告書の関係書類である補助金精算内訳書で区分されておらず、事務費実支出額に含まれていた施設が4施設あった。

(単位：千円)

	事務費 実支出額	事務費 基準額	事務費 本人徴収額	事務費 減免額	調整率	補助 所要額
ア	98,414	24,318	9,783	14,534	1.00511	14,608
イ	107,555	13,163	7,653	5,510	1.00511	5,538
ウ	145,737	26,892	14,103	12,788	1.00511	12,853
エ	79,279	17,069	3,380	13,689	1.00511	13,758

これらの施設は事務費基準額が事務費実支出額より少ないため、補助所要額は事務費基準額を基礎として算定されていた。所管課は、特定施設入居者生活介護サービスに係る事業費を把握していなかったが、当該サービスに係る事業費を除いた場合の事務費実支出額が事務費基準額を下回ることにより補助所要額に影響することも考えられる。

補助対象外経費の金額を把握するため、実績報告では特定施設入居者生活介護サービスに係る事業費が区分された補助金精算内訳書を入手する必要がある。

(15) 介護基盤緊急整備等事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	地域福祉部 高齢者福祉課		
交付要綱名称	高知県介護基盤緊急整備等事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	「地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付老発0912第1号）」に基づき、病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備事業に対して補助するもの。		
交付先	土佐清水市、大月町		
補助対象経費	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）		
補助率	定額 施設種別ごとに基礎単価が定められている。		
決算審査資料の記載状況	（目的） 市町村が実施する介護保険施設等の施設整備に要する経費の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。 （効果） 入所者等の福祉の向上を図ることができた。		
補助金の決算額（千円）	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	-	-	125,367

2) 監査の結果及び意見

①契約手続の準拠性について（結果）

土佐清水市は平成27年度に市内10地区にある集会所等を介護予防拠点として整備している。1施設当たりの補助上限額は8,500千円であるところ、10地区とも補助対象工事費が8,500千円を少しながら上回っており、県は同市に対して合計で85,000千円の補助金を交付している。介護予防拠点の設置主体は各地区であり、本補助金は各地区に対する間接補助金となっている。財源は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づき基金が造成されており、国3分の2、県3分の1である。

事業を行うために締結する契約については、交付要綱第5条において市町村が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならない旨を規定している。

これを受けて、土佐清水市介護基盤整備事業費補助金交付要綱においても、同様の規定が置かれている。

土佐清水市の随意契約によることができる契約の種類及び金額について、土佐清水市契約規則第26条では下記のとおり規定されている。

【土佐清水市契約規則第26条】

施行令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる契約の種類及び金額は、次の各号による額以下とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外 50万円

各地区の工事請負契約について、工事費は随意契約によることができる金額を超えているが、いずれも随意契約となっていた。補助金が交付された地区の中には、建築業者である地区長が自ら工事を請け負っている事例もあった。
これに対して、土佐清水市の見解は、下記のとおりであった。

市の行う事業で類似するものの規則及び地方公共団体の入札・契約制度を参考に、契約内容について決定している。

地方公共団体の入札・契約制度の概要

【随意契約について】
（意義）
地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法

○随意契約によることができる要件

②契約の性質・目的が競争入札に適しない契約をするとき。

⑤緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

⑥競争入札に付することが不利と認められるとき。

土佐清水市の行う事業で類似するものの規則を参考にしているとのことであるが、要綱は市町村が行う契約手続に準拠することとしているため、類似するものの規則で事業者が随意契約によることができたとしても、それは参考にならないはずである。また、各地区の工事請負契約は通常の契約と何ら変わりがなく、土佐清水市が提示している随意契約によることができる要件のいずれにも該当しないと考えられる。

各地区が要綱に従い入札により契約を締結するよう、土佐清水市を指導する必要がある。

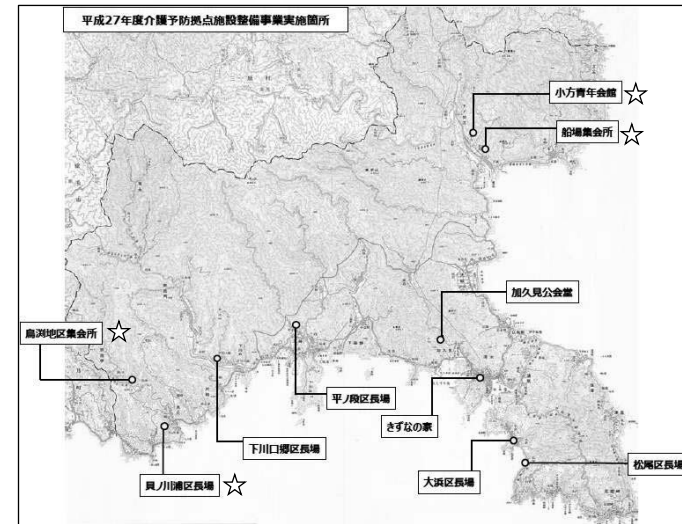
②補助金のあり方について（意見）

土佐清水市で整備された介護予防拠点の平成28年度4月から8月までの利用状況及び場所を表示した地図は次の通りとなっている。

（単位：回、人）

拠点名称	4月		5月		6月		7月		8月		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
小方青年会館	2	10	5	63	3	10	2	24	—	—	12	107
船場集会所	1	15	2	20	2	23	1	9	1	9	7	76
松尾区長場	2	34	2	10	5	91	2	15	1	39	12	189
大浜区長場	5	67	5	91	10	140	8	111	6	83	33	452
加久見公会堂	13	199	10	121	15	254	12	181	—	—	50	755
きずなの家（※1）	—	485	—	534	—	565	—	596	—	398	—	2,578
平ノ段区長場	4	24	4	39	5	30	6	61	4	244	23	398
下川口郷区長場	5	56	3	37	7	92	3	40	1	10	19	235
貝ノ川浦区長場	1	9	2	21	2	24	1	18	1	12	7	84
鳥淵地区集会所	—	—	2	10	—	—	2	14	2	14	6	38

（※1）年中無休で、9時から18時まで閉館している。運動教室が、毎日10時、月曜と木曜の13時30分に開催されている。



☆ 現地視察の対象先

その内の小方青年会館と船場集会所、貝ノ川浦区長場と鳥淵地区集会所は、利用状況が他の集会所等と比較して低く、互いに近接する集会所等であることから、現地視察の対象として選定し視察を行った。

視察対象の集会所等がある地区の年代別人口（平成28年10月31日現在）は下表の通りである。

（単位：人）

年齢	小方	船場	貝ノ川浦	鳥淵	市全体 (参考)
0歳～19歳	14	13	8	0	1,626
20歳～29歳	7	13	3	0	790
30歳～39歳	10	12	2	0	1,061
40歳～49歳	11	16	8	2	1,531
50歳～59歳	20	15	10	0	1,657
60歳～69歳	21	23	13	5	2,873
70歳～79歳	17	20	19	1	2,434
80歳～89歳	23	12	17	1	1,892
90歳～99歳	10	4	4	0	467
100歳～	1	0	0	0	11
合計	134	128	84	9	14,342
65歳以上	67	50	49	5	6,453
高齢化率（%）	50.0	39.1	58.3	55.6	45.0

小方青年会館、船場集会所及び貝ノ川浦区長場は、これらの周辺には小学校や郵便局等があり一定の住宅数を確認することができた。一方、鳥淵地区集会所は、地区全体で9名の住人しかおらず、周辺には空き家が散見された。

要綱には地域の範囲及び住民数に関する要件は定められておらず、このような補助金交付が要綱に違反しているわけではない。各地域の住民数に関わらず介護予防の促進が重要であることは理解できる。また、近所の集会所等が新築又は改修されることで、地域住民に、介護予防だけでなく地域コミュニティの拠点としてより一層利用されることも期待される。

しかし、地域の範囲及び住民数に関係なく補助上限額8,500千円の公費を一律に投じるのは経済合理性に著しく欠けると言わざるをえない。少人数の地域については、集会所等の新築又は改修に限らず、費用を低減できる他の方法も検討し、費用対効果が高く見込まれる方法により介護予防の促進を図るべきである。

介護予防拠点等の整備に補助金を交付するに当たって、各地域の住民数に見合った補助金額となるよう、地域の範囲及び住民数に関する要件や、地域の住民数に応じた上限額を定める等の要綱の見直しを行うことが望まれる。



(16) 身体障害者福祉団体育成事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	地域福祉部 障害保健福祉課		
交付要綱名称	平成27年度高知県身体障害者福祉団体育成事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	身体障害者福祉の向上を図るため、公益財団法人高知県身体障害者連合会が行う身体障害者連合会活動推進事業、身体障害者福祉大会開催事業及び高知県中四国ブロック身体障害者相談員研修会開催事業に要する経費に対して補助するもの。		
交付先	公益財団法人高知県身体障害者連合会		
補助対象経費	身体障害者連合会活動推進事業	公益財団法人高知県身体障害者連合会事務局に係る人件費並びに管内市町村身体障害者団体の指導育成に要する旅費、需用費、役員費並びに使用料及び賃借料	
	身体障害者福祉大会開催事業	高知県身体障害者福祉大会の開催に要する報償費、旅費、需用費、役員費、委託料並びに使用料及び賃借料	
	高知県中四国ブロック身体障害者相談員研修会開催事業	高知県中四国ブロック身体障害者相談員研修会の開催に要する報償費、旅費、需用費、役員費、委託料並びに使用料及び賃借料	
補助率	定額		
決算審査資料の記載状況	身体障害者連合会の活動に助成し、身体障害者の福祉の向上を図った。		
補助金の決算額 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	4,022	4,519	4,726

2) 監査の結果及び意見

①補助金交付時の財政状況等の精査について（意見）

公益財団法人高知県身体障害者連合会（以下、本項では「高知県身連」という。）が実施する身体障害者連合会活動推進事業等に補助金を交付しており、平成27年度の内訳は下表の通りである。

(単位：千円)

事業名	補助金額
身体障害者連合会活動推進事業	4,265
身体障害者福祉大会開催事業	261
高知県中四国ブロック身体障害者相談員研修会開催事業	200
合計	4,726

身体障害者連合会活動推進事業は、高知市を除く県内33市町村にある身体障害者団体を対象に市町村身体障害者団体会長会や市町村身体障害者団体指導者研修会を開催することにより、身体障害者団体の育成・支援を行い、団体活動の活性化につなげ、身体障害者の自立、社会参加の促進を支援する事業である。

当該事業に係る補助対象経費の主な内訳は事務局長に係る人件費であり、本補助金は実質的に団体の運営費補助となっている。

高知県身連の財政状況等の概要は下表の通りである。

【財政状況】

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
現金預金	1,422	退職給付引当金	3,776
退職給付引当資産	18,378	その他負債	3,236
基本財産	2,000	指定正味財産	36,147
その他資産	37,013	一般正味財産	15,653
合計	58,814	合計	58,814

【正味財産状況】

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
事業費	32,890	受取補助金等	28,528
管理費	4,094	その他収益	7,688
一般正味財産期末残高	15,653	一般正味財産期首残高	16,422
合計	52,639	合計	52,639

現金預金の残高は1,422千円であるが、特定資産の退職給付引当資産の残高は18,378千円で退職給付引当金の残高を14,601千円上回っており、余剰資金を保有していると見られる。

補助金は補助の重要性及び緊急性等を勘案して交付される必要があることから、高知県身連の財政状況等を十分に精査した上で、補助金交付額を決定することが望まれる。

(17) 相談支援体制整備事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	地域福祉部 障害保健福祉課		
交付要綱名称	高知県相談支援体制整備事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	地域の障害者相談支援体制の充実強化を図ることを目的とし、市町村（広域連合を含む。）が行う次の事業に要する経費に対して補助するもの。 (1) 相談支援体制共同整備事業 (2) 在宅重症心身障害児（者）相談支援事業		
交付先	高知市 外9市町村、中芸広域連合		
補助対象経費	相談支援体制共同整備事業	相談支援事業を相談支援事業所に共同して委託する場合の委託料	
	在宅重症心身障害児（者）相談支援事業	在宅の重症心身障害児（者）への相談支援事業を、相談支援専門員を配置した重症心身障害児（者）の支援に関して専門的な知識・技術を有する施設に委託する場合の委託料	
補助率	相談支援体制共同整備事業	2分の1以内	1共同委託につき2,400千円以内
	在宅重症心身障害児（者）相談支援事業	2分の1以内	相談支援1回当たり5,840円
決算審査資料の記載状況	単独での相談支援事業の委託が困難な市町村が、複数で共同して当該事業を委託する場合に、事業費の一部を助成することにより、地域の相談支援体制の充実強化を図った。		
補助金の決算額（千円）	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	3,169	4,483	4,471

2) 監査の結果及び意見

① 交付要綱に基づかない補助金交付について（結果）

相談支援体制共同整備事業に係る補助制度は、市町村が、介護の相談支援事業の共同委託に当たって、3年間の期間限定で利用できるものであり、平成21年度に開始された。

未利用の町村は、平成27年度末において、共同委託から単独委託に移行した町村も含めて6町村あるが、今後共同委託をする予定はないとのことであり、平成27年度をもって事実上終了している。

平成27年度は、大豊町と本山町の2町と、土佐町と大川村の2町村が相談支援事業の共同委託をしており、補助金を交付している。

（単位：千円）

	事業費	補助基準額	補助金額
大豊町	3,513	2,400	1,200
本山町	3,186	2,400	1,200
計	6,700	4,800	2,400
土佐町	4,170	2,400	1,200
大川村	356	356	178
計	4,527	2,756	1,378

補助基準額について、交付要綱では1共同委託につき2,400千円と定めているが、実際のところ補助金額は町村ごとに事業費と2,400千円を比較して少ない額に補助率の2分の1を乗じて計算しており、1町村につき2,400千円を適用していた。

4町村の補助金額について、要綱に基づいて計算した場合の金額と補助金額の差額は下表の通りである。

（単位：千円）

	要綱に基づく計算額 A	補助金額 B	差額 B-A
大豊町	629	1,200	570
本山町	570	1,200	629
計	1,200	2,400	1,200
土佐町	1,105	1,200	94
大川村	94	178	83
計	1,200	1,378	178

所管課によると、本補助制度開始当初から補助金額の計算方法に変更はなく、これまで要綱の「1共同委託」が「1町村」と読み替えられて計算されてきた経緯は不明とのことであった。

本補助制度が補助対象を共同委託に限定して単独委託まで広げなかった理由は、相談支援事業の単独委託が財政的に困難な小規模町村の実情を鑑みたことだけでなく、相談支援体制の共同整備による業務の効率化を推進するという効果も期待していたものと推測する。これらの理由は、要綱が「1町村」ではなく「1共同委託」と補助基準額を定めていることとも整合する。

また、「1共同委託」ごとではなく「1町村」ごとに補助基準額を計算するのであれば、補助対象は共同委託に何も限定する必要はなく、単独委託も認めてよかつたであろう。単独委託も補助対象であれば、未利用の町村の中には本補助制度を利用できた町村もあったと考えられる。

「1町村」ごとに補助基準額を計算することに合理性はなく、適正な補助金額が計算されていたか疑問が残る。

今となつては要綱の文言が誤っていたと考えるのが現実的ではあるにしても、7年もの間、要綱の文言を訂正することもなく、誤った要綱に基づき漫然と前例踏襲で事務手続を行い続けていたことは反省すべきである。

(18) 出会いのきっかけ応援事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	地域福祉部 少子対策課		
交付要綱名称	平成27年度高知県出会いのきっかけ応援事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	少子化の一因である晩婚化及び未婚化の対策のため、「高知の出会いと結婚応援団」として登録されている市町村若しくは複数の市町村が中心となって組織する協議会、民間の非営利団体又は複数の企業等の連合体が応援団として実施する「出会いのきっかけ応援事業」に要する経費に対して補助するもの。		
交付先	高幡広域市町村圏事務組合 外15団体		
補助対象経費	報償費、旅費、需用費（食糧費及び賄材料費を除く。）、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料		
補助率	補助限度額 25万円又は15万円 ただし、独身者のニーズに対応したスキルアップにつながる婚活講座を実施する場合は、実施に係る費用に対して5万円を限度に加算する。		
決算審査資料の記載状況	少子化の一因である未婚化・晩婚化対策として、市町村等が実施する結婚を望む若者に出会いのきっかけを提供する事業に要する経費に対して補助金を交付する。 イベント開催：17イベント、参加者731名		
補助金の決算額 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	3,644	3,435	3,581

2) 監査の結果及び意見

①補助対象外経費の支払確認について（意見）

結婚を望む独身男女に対して、その後の交際につながる出会いの場を提供する事業に補助金を交付している。補助事業者は、主に民間の非営利団体である。

交付額（F）は下記の方法により算定されている。

総事業費	収入額	差引き額	対象経費 支出済額	補助限度額	交付額
A	B	A-B C	D	250,000円 又は 150,000円 E	F

(*1) 収入額（B）は、参加者負担金又は寄附金その他の収入額である。

(*2) 補助限度額（E）は、独身者のニーズに対応したスキルアップにつながる婚活講座を実施する場合は、実施に係る費用に対して5万円を限度に加算する。

(*3) 交付額（F）は、差引き額（C）、対象経費支出済額（D）及び補助限度額（E）のいずれか低い額である。

総事業費の支払事実について、補助対象経費は領収書等が実績報告書の添付書類とされており領収書等を入手し確認しているが、補助対象外経費は領収書等の提出が求められておらず証憑書類を入手していなかった。

総事業費から収入額を差し引いた額が他の額と比較して低い場合は交付額となる。実績報告書に添付されている収入支出額内訳書の中には、飲食材料代として参加者負担金と同額の補助対象外経費が計上されており、適正に申告がなされているか疑われるケースがあった。

補助対象外経費も、支払事実を証憑書類により確認するため補助対象経費と同様に証憑書類を入手することが望まれる。

②補助対象経費の妥当性について（意見）

補助対象経費の中に、ゲームの景品、参加賞、カップル成立プレゼント等の物品の購入費が報償費として計上されている事例が散見された。

（単位：円）

項目	内容	金額
ゲーム景品	ビール17本、酎ハイ10本、菓子他	22,795
参拝記念	お守り 500円×49名（参加者全員）	24,500
カップル成立プレゼント	カタログギフト 2,700円×7組	18,900
運動会景品	クオカード 1,040円×10名（1チーム10名）	10,400
カップル成立プレゼント	旅行券 30,000円×2組（抽選）	60,000

参加者全員に物品が配られるイベントや、カップル成立により参加料を超える旅行券が貰えるイベントまであった。

集客や演出の目的で物品が参加者に配られることは理解できるが、報償費とは役務の提供に対して支払われるものであるところ、参加者は受益者であって、これらの物品の購入費を報償費とすることは適切ではない。

また、参加者に利益が直接的に供与されるものであり、補助対象経費とすることに問題がある。さらに、食糧費は同様の趣旨から補助対象経費から除かれていると考えられ、食糧費の取扱いとも整合性に欠ける。

従って、参加者に配られる物品の購入費は補助対象経費から除くことが望まれる。

（19）研究会発事業化支援事業費補助金（コンテンツビジネス）

1) 補助金の要約表

所管課	文化生活部 まんが・コンテンツ課		
交付要綱名称	高知県研究会発事業化支援事業費補助金(コンテンツビジネス)交付要綱		
補助対象事業	新たなビジネスモデルを創出し、県内産業の活性化に寄与することを目的とし、今後の成長が期待されるコンテンツ分野において、事業者の事業化に向けた取り組みに対して、補助するもの。		
交付先	(株)テラシユールウェア		
補助対象経費	新商品・新役務の開発 1 新商品・新役務開発事業 2 運用改善事業 3 販路開拓事業		
補助率	(1) 複数事業体 補助率3分の2以内で限度額400万円とする。 (2) 個別事業者 補助率2分の1以内で限度額300万円とする。		
決算審査資料の記載状況	(目的) 今後の成長が期待されるコンテンツ分野において、事業者の事業化に向けた取り組みに対して補助金を交付することにより、新たなビジネスモデルを創出し、県内産業の活性化に寄与する。 (成果) 事業化プラン認定件数:1件 スマートフォンで遊ぶソーシャルゲームの開発・配信を支援した。		
補助金の決算額(千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	12,865	7,557	1,270

2) 監査の結果及び意見

①補助対象事業への関与について (意見)

県内事業者の増加等を目的に、新たなビジネスモデルを創出すると考えられるコンテンツビジネスの事業実施者に対して、新商品・新サービスの提供にかかる費用の一部を補助している。

補助金交付までの流れとして、まずは高知県コンテンツビジネス起業研究会(以下、本項において「研究会」という。)の会員が研究会に対して事業化プランの認定申請を行い、研究会の認定を受ける。その後、5名の審査員から構成される審査会において事業審査が行われ、当該審査で一定以上の評価を得た事業に対して補助金が交付される(審査項目は下表)。

(*) 審査項目

I 実現可能性・将来性について	
1 計画内容	事業理念は明確か
	事業環境(経済・技術・社会等)の分析は十分か
	コンテンツの市場性はどうか
	コンテンツの競合性はどうか
	事業内容(コンテンツ)の独自性・新規性はあるか
	計画数値が客観的データによるものか
	具体的販売戦略が練られているか
	売上・収支計画は妥当か
2 計画の推進体制	スケジュールに無理はないか
	経営者の姿勢(計画達成に向けた熱意)・指導力は十分か
	社内の開発・生産体制等は十分か
	事業展開の人員体制は十分か
3 財務状況・資金計画	協力者との連携体制は十分か
	事業展開のための財務体質は十分か
	資金調達等の財務計画は適切か
II 地域経済への波及効果について	
1 販売促進	県外への販売増加につながるか
2 県内調達	県内事業者からの機器等の購入や県内事業者への外注など県内事業者の受注拡大につながるか
3 雇用促進	新規雇用につながるか

平成27年度では1社の事業者が、補助金の交付を受け、スマートフォン向けゲームアプリの開発・提供を行ったが、実績売上は補助金申請時の計画売上に対してわずか2%程度の達成率となっていた。

(単位:千円)

期間	計画売上	実績売上	計画達成率 (実績/計画)
公開当初2か月間	2,450	52	2%

計画未達の原因について、県は事業実施者から次のような分析書を入手していた。

考察
 今回のアプリケーション売上は、過去に類を見ないマイナスになりました。ここまでの考察で、システム、ランキング実績等、非常に好感触を得ながら、何故売上が上がらなかったのか、私は今回の売上不振には、大きく以下の2点が原因だと推察しています。
 ①リリース時期の競合によって、ユーザーの課金がこのアプリまで回ってこなかった。
 ②広告収入を主としている弊社のアプリシステムにおいて、大手と同時期にリリースしてしまったため広告ポータルとしての役割を果たせていない。
 ①の点に関しては、今回は認定プランの申告スケジュール上、予約段階で大手の存在が分かっているにもかかわらずリリース日をずらせなかったこと、またリリース後にさらに大手リリースが立て続けに続いたことが大きな問題でした。
 2/16はリリース段階でグリムノーツ(SQUARE ENIX)、アリスオーダー(SQUARE ENIX)がリリース後2週間経っている状態でした。こちらは予約段階で把握できていたので、プースト広告のタイミングと新着ランキング期間の差でユーザー獲得の目がありましたが、弊社リリース後にプレスオブファイアVI(DMM,CAPCOM)、刀剣乱舞オンライン(DMM)、クラッシュロイヤル(Supercell)がリリースされました。ユーザーのアプリプレイ優先度において、この期間は非常に厳しい期間だったと言えます。ユーザーの財布の中身は一定ですから、同時期にユーザー優先度の高いアプリが多く出してしまうと課金の額は割れてしまいます。弊社アプリはそもそもコンセプトとして他のアプリの隙間時間でのプレイを想定していますが、これだけ多くのアプリが出てしまうと多くのユーザーは、弊社のアプリまで手が回らない状態です。
 また、②に関しても①と大きく関連し、有名アプリがすぐにランキングから見つけられてしまいますし、多くの広告会社の広告は上記の広告となっていました。これでは広告をタップするユーザーは減少してしまい、アプリの収益コンセプトが保てない状態になってしまいます。
 こういった要因が今回の売上に直接的に表れていると考えます。

新商品やサービスの提供においては、当初の計画を達成できない事がしばしば生じ
るが、未達となった原因分析が何よりも重要となる。

この点、県は事業実施者から計画未達に至った原因を書面で徴収するとともに、コ
ンテンツビジネス起業研究会の個別相談会において、コンテンツビジネスの専門家、
金融機関、事業実施者を交えて原因等についての協議を行っていたが、審査項目の改
訂等の具体的な対応は実施していなかった。

こうした原因分析を踏まえた上で、適時に補助金申請時の審査項目を改訂する等の
具体的な取組に努めることが望まれる。

他方、事業実施者の原因分析は、補助金を受けて製作していたため、当初予定の年
度内でのアプリ提供と情報収集を行う必要があり、結果として大手有力アプリと提供
時期が重複したことが主因とされている。

しかし、補助対象事業には事業期間の繰越承認申請制度があり、県としてはこうし
た制度の利用を促すことで、大手有力アプリとの提供時期の重複は回避できた旨を適
時・適切に指導すべきであったと考える。

大型タイトルのリリース情報が事前に把握できない事情があったとはいえ、結果と
して、大型タイトルとの重複により、アプリリリース後の売上が低調となった状況を
踏まえ、県として事業実施者とより一層密接な対応策の協議及び適切な指導をすべ
きであったと考える。

(20) 私立特別支援学校運営費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	文化生活部 私学・大学支援課		
交付要綱名称	私立特別支援学校運営費補助金交付要綱		
補助対象事業	光の村養護学校土佐自然学園の知的障害者に対する教育（以下「特 別支援教育」という。）の充実を図るため、設置者である学校法人 光の村学園に対して補助を行うもの。		
交付先	学校法人光の村学園		
補助対象経費	<p>1 補助対象となる経費は、特別支援教育に必要な経常的経費と する。</p> <p>2 前項の特別支援教育に必要な経常的経費は、補助金の交付を 受けようとする年度の消費収支計算書の消費支出額のうち、次 に掲げる経費の合計額から、他の経常的経費に係る補助金を減 じた額及び他の補助金の対象となっていない教育研究用機器備 品の購入費とする。</p> <p>(1) 人件費のうち、教員人件費及び職員人件費（教員及び職員 に係る退職金及び退職金引当金を除く。）</p> <p>(2) 教育研究経費（奨学会費、減価償却費、食糧費及び雑費を 除く。）</p> <p>(3) 管理経費（補助活動事業費、渉外費、減価償却費、食糧費及 び雑費を除く。）</p>		
補助率	定額 (当該年度の5月1日現在の生徒数に知事が別に定める額を乗じ て得た額と補助対象経費の額とのいずれか少ない額)		
決算審査資料の 記載状況	<p>(目的)</p> <p>私立の特別支援学校の運営経費に対して補助することにより、学校 運営の健全化及び教育内容の充実向上等、私立学校の特別支援教育 の振興を図る。</p> <p>(成果)</p> <p>学校運営の健全化及び教育内容の充実向上等、私立学校の特別支援 教育の振興を図った。</p>		
補助金の決算額 (千円)	平成25年度 70,822	平成26年度 58,171	平成27年度 63,598

2) 監査の結果及び意見

①補助対象経費の検証について（結果）

事業実績報告書の補助対象経費の内訳を確認したところ、教育研究経費の奨学費の中に、減ずるべき他の補助金（高知県私立学校授業料減免補助金）の額に相当する432千円が含まれていた。

ここで、補助金交付決定額は、以下のとおり補助対象経費の実支出額と補助基準額のいずれか少ない額として算定されている。

（単位：千円）

	金額
総事業費	183,792
補助対象経費の実支出額（*）	98,976
補助基準額	63,598
補助金交付決定額	63,598

（*）奨学費648千円が含まれている。

補助基準額63,598千円が補助対象経費の実支出額98,976千円より少なかったことから、補助金交付決定額は補助対象経費の実支出額の一部に留まり、結果として集計の誤りは補助金交付決定額に影響を与えなかったものの、補助対象経費の検証に当たっては、交付要綱に従い適切に集計されていることを確認する必要がある。

(21) ライフサイクル資金貸付金利息補給金

1) 補助金の要約表

所管課	商工労働部 雇用労働政策課		
交付要綱名称	高知県勤労者ライフサイクル資金貸付金利息補給金交付要綱		
補助対象事業	高知県勤労者ライフサイクル資金貸付金を取り扱う金融機関に対し、平成17年3月末日までに貸付けを行った貸付金の資金調達に係る費用について補給するもの。		
交付先	四国労働金庫		
補助対象経費	<p>以下の計算式に基づき計算された金額を支給。 （1月当たりの利息補給金の計算式） 月末貸付残高×1/3×補給利率×1/12</p> <p><補給利率の計算式> 補給利率＝預金利回＋経费率×1/2 ただし、補給利率は、1パーセントを限度とする。</p> <p><用語説明></p> $\text{預金利回} = \frac{\text{預金利息} + \text{譲渡性預金平均残高}}{\text{預金積金平均残高} + \text{譲渡性預金平均残高}} \times 100$ $\text{経费率} = \frac{\text{経費}}{\text{預金積金平均残高} + \text{譲渡性預金平均残高}} \times 100$ $\text{経費} = \text{人件費} + \text{物件費} + \text{税金}$		
補助率	定額		
決算審査資料の記載状況	<p>（目的） 勤労者を経済的に支援し、勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るため、貸付金を取り扱う四国労働金庫に対して利息補給を行う。</p> <p>（成果） 勤労者の生活の安定と福祉の向上を図った。</p>		
補助金の決算額 （円）（*）	平成25年度 43,444	平成26年度 6,367	平成27年度 2

（*）当補助金については、千円未満であるため、円単位で記載している。

2) 監査の結果及び意見

①補助金交付額について（意見）

高知県勤労者ライフサイクル資金貸付金（以下、本項において「貸付金」という。）を取り扱う金融機関に対し、平成17年3月末日までに貸付けを行った貸付金の資金調達に係る費用について補給するものであり、当補助金自体は平成27年度をもって終了している。予算執行額は、平成26年度において6,367円、平成27年度に至っては2円となっており、極めて少額となっている。

今後は、補助金が少額となる場合には、補助金交付に係る事務コストを勘案し、見直しを検討することが望まれる。

(22) 出産後の女性再就職促進事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	商工労働部 雇用労働政策課		
交付要綱名称	高知県出産後の女性再就職促進事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	少子高齢化による労働力人口の減少が懸念される中、社会における女性の活躍の促進を通じて、労働力の確保及び県経済の活性化につながるため、出産を機に退職した女性を正規職員として新たに雇用した民間企業等の事業主に対して補助するもの。		
交付先	社会医療法人仁生会 外5件		
補助対象経費	正規職員として新たに雇用した女性1人につき20万円		
補助率	定額（1人雇用につき200,000円支給）		
決算審査資料の記載状況	<p>（目的） 出産や育児を機に退職した女性を正規職員として雇用した事業主に対して一時金を支給することにより、出産後の女性の再就職を促進する。</p> <p>（成果） 6団体より11人分の利用があった。</p>		
補助金の決算額 （千円）	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	—	2,800	2,200

補助金制度の概要（ホームページより抜粋）

■補助金交付の対象者は？

次のすべてに該当する事業主です。

- (1) 県内に事業所を有する民間企業等の事業主であること。
- (2) 一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出を行っている又は特例認定一般事業主の認定を受けていること。
- (3) 下記の要件を満たした女性を正規労働者として新たに雇用すること。
- (4) 労働基準法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の趣旨を遵守していること。
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律に沿った募集・採用により雇用していること。

■対象となる女性は？

次のすべてに該当する女性です。

- (1) 県内に在住していること。
- (2) 出産を機に退職し、正規職員として雇用された日の属する年度において小学校6年生以下の末子を養育していること。
- (3) 現に就労していないこと。（ただし、正規職員として雇用することを前提として平成26年4月1日以降に非正規職員として雇い入れられ、引き続き、正規職員となる場合は除く。）
- (4) 上記の要件を満たした事業主の事業所の代表者または役員、取締役等の三親等以内の親族（配偶者、三親等以内の血族及び姻族）でないこと。

2) 監査の結果及び意見

①補助効果の検証について（意見）

出産後の女性の再就職を支援するため、出産や育児を機に退職した女性を正規職員として雇用した事業主に対して補助金を交付し、平成26年度に14人、平成27年度に11人の雇用が創出されている。正規職員として1ヵ月間雇用されていることが、申請条件となっている。

一方で、雇用された従業員が離職せず、その企業に定着することも、広い意味での雇用政策としては非常に重要である。そのため、当補助金を活用して雇用された従業員の就労状況について確認することも有用であると考えられる。

本補助金は平成28年度で廃止されたが、類似の補助制度を新たに設ける場合には雇用して1年後に事業主から就労状況について報告を求め、1年間経過後の定着率を補助効果として把握することが望まれる。

(23) 新規就農総合対策事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	農業振興部 農地・担い手対策課		
交付要綱名称	平成27年度高知県新規就農総合対策事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の確保及び育成を推進するため、高知県青年農業者等育成センター（公益財団法人高知県農業公社）（以下、本項では「県農業公社」という。）及び高知県農業会議が実施する新規就農者に対する支援及び新規就農者の育成に向けた活動に係る事業の経費に対して補助するもの。		
交付先	県農業公社、高知県農業会議		
補助対象経費	<p>1 県農業公社が行う次に掲げる活動に要する経費</p> <p>(1) 就農支援活動の推進</p> <p>(2) 就農支援資金の管理運営</p> <p>(3) 就農相談員活動の実施</p> <p>(4) 求人及び求職情報提供活動の実施</p> <p>(5) 就農啓発活動の実施</p> <p>(6) 新規就農者確保活動の実施</p> <p>2 高知県農業会議が行う次に掲げる活動に要する経費</p> <p>(1) 就農支援活動の推進</p> <p>(2) 就農相談員活動の実施</p> <p>(3) 求人・求職情報提供活動の実施</p> <p>(4) 就農者交流会の開催</p> <p>(5) 現地体験研修会の開催</p> <p>(6) 先進的農業経営学習会の開催</p> <p>(7) 就農支援体制の確立</p>		
補助率	10分の10以内		
決算審査資料の記載状況	<p>(目的)</p> <p>高知県農業会議や県農業公社が実施する新規就農者の確保に向けた取り組みを支援する。</p> <p>(成果)</p> <p>就農相談活動の実施、相談員の配置による相談業務、就農支援資金の管理運営等新規就農促進に向けた活動を行った。</p>		
補助金の決算額 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	7,348	5,483	9,865

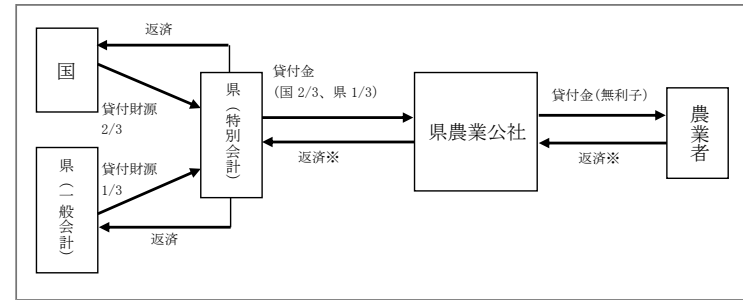
2) 監査の結果及び意見

①補助金交付額の算定について(意見)

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成26年4月1日廃止）に基づき、県農業公社が県から貸付財源の貸与を受け、認定就農者に対して新規就農にかかる研修・準備資金の貸付を行っている。

当該特別措置法に基づく貸付制度の概要は、以下の図のとおりである。

【貸付制度の概要】



※農業者から県農業公社の返済と県農業公社から県への返済にはタイムラグがある。

当該特別措置法に基づく、認定就農者に対する新規貸付業務は、平成26年度中に終了し、その後は回収・管理業務のみを行っている。

県農業公社における貸付債権の状況は以下のとおりであり、平成27年度末時点で13,653千円の延滞債権が発生している。

	平成27年度
貸付先数(人)	34
期末貸付債権残高(千円)	33,930
延滞者数(人)	8
期首延滞貸付債権残高(千円)	13,826
延滞貸付債権のうち年度内返済額(千円) (農業者から県農業公社への返済額)	173
期末延滞貸付債権残高(千円)	13,653

県は、県農業公社が当該延滞貸付債権に対して計上する貸倒引当金に要する費用（繰入額）を補助対象経費とし、毎期2,000千円の補助金を交付している。

延滞貸付債権が回収不能となり当該債権を償却したような場合に、当該償却額に対する補助を行うのであれば一定の理解はできる。しかし、貸倒引当金繰入額はあくまで見積計算に基づくキャッシュ・フローを伴わない費目であり、このような引当金繰入額に対する補助を行うのではなく、償却額に対して補助を行うなど、補助金の支払い方法について見直しを行うべきと考える。

（24）肉用牛導入資金供給事業費補助金

1）補助金の要約表

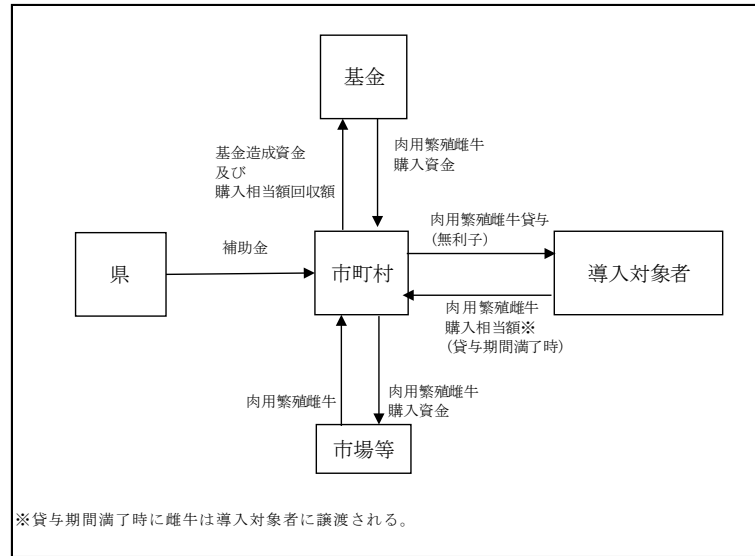
所管課	農業振興部 畜産振興課		
交付要綱名称	高知県肉用牛導入資金供給事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	肉用繁殖雌牛の導入を推進するため、市町村が行う肉用繁殖雌牛の貸付に必要な基金造成に要する経費に対して補助するもの。		
交付先	土佐町		
補助対象経費	<p>1 家畜購入費</p> <p>対象家畜は、以下の要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 褐毛和種（高知系）又は黒毛和種の雌牛</p> <p>(2) 導入時点で、生後4カ月齢以上12ヶ月齢未満のもの （ただし、妊娠中の雌牛に限り48ヶ月齢未満のものも認める）</p> <p>(3) 子牛登記証又は登録証を有するもの</p> <p>(4) 自家保留牛については直近の市場価格等を勘案した評価額をもって家畜購入費にあてるものとする</p> <p>2 その他経費</p> <p>購入等に要した経費（家畜市場手数料、家畜評価手数料、委託購入手数料、購入旅費、家畜輸送経費（自動車等の運賃、積込料、貨車諸設備費、輸送中の飼料費、上乗人夫賃及び輸送保険料））及び育成管理に必要な経費（登録手数料、授精料等）の合計額</p>		
補助率	基金の 3 / 4 （以内）		
決算審査資料の記載状況	肉用繁殖雌牛増頭のため農家に貸し付けることを目的に市町村が基金を造成することに要する経費に補助を行った。 ・ 土佐町：1頭30万円×30頭分の基金を造成		
補助金の決算額（千円）	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	9,000	6,000	9,000

2) 監査の結果及び意見

①補助金の返還について(意見)

県は、肉用繁殖雌牛の導入を推進するため、市町村が行う補助事業に要する経費に対し、補助金を交付している。市町村は、補助金等を利用し造成した基金を活用し、市場等で購入した肉用繁殖雌牛を導入対象者(農家)に貸与する。貸付期間満了時に市町村は、当該肉用繁殖雌牛を導入対象者に譲渡し、導入対象者は、遅滞なく当該肉用繁殖雌牛の購入価格と購入等に要した経費との合計額(以下、本項では「購入相当額」という。)を譲渡対価として市町村に納付する。

【事業の流れ図】



市町村は、納付を受けた譲渡対価を基金に繰り入れるとともに新たな導入に要する経費として活用する、回転基金方式により事業を実施している。

基金は、設立当初は導入対象者も多く積極的に活用されていたものの、近年は導入対象者も減り、基金の利用が減少している状況である。平成25年度から平成27年度における各市町村の基金の状況は次のとおりである。

【基金資産残高の推移】

(単位:千円)

市町村名	平成25年度	平成26年度	平成27年度
土佐清水市	6,003	6,004	6,005
奈半利町	4,162	4,163	4,163
田野町	3,360	3,360	3,360
本山町	8,966	9,097	9,098
大豊町	4,800	4,800	4,800
土佐町	13,410	22,350	35,761
三原村	1,280	1,280	1,280

【貸付残高の推移】

(単位:千円)

市町村名	項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
土佐清水市	期首貸付残高	1,514	1,305	700
	新規貸付額	300	400	400
	貸付返済額	510	1,005	—
	期末貸付残高	1,305	700	1,100
奈半利町	期首貸付残高	2,842	2,842	3,121
	新規貸付額	—	1,648	—
	貸付返済額	—	1,368	1,474
	期末貸付残高	2,842	3,121	1,648
田野町	期首貸付残高	306	1,600	1,600
	新規貸付額	1,600	—	—
	貸付返済額	306	—	—
	期末貸付残高	1,600	1,600	1,600
本山町	期首貸付残高	3,445	3,125	2,279
	新規貸付額	640	720	1,600
	貸付返済額	960	1,696	919
	期末貸付残高	3,125	2,279	2,960
大豊町	期首貸付残高	—	—	770
	新規貸付額	—	770	—
	貸付返済額	—	—	—
	期末貸付残高	—	770	770
土佐町	期首貸付残高	—	7,468	21,730
	新規貸付額	7,468	14,262	7,152
	貸付返済額	—	—	—
	期末貸付残高	7,468	21,730	28,882
三原村	期首貸付残高	960	320	—
	新規貸付額	—	—	—
	貸付返済額	640	320	—
	期末貸付残高	320	—	—

年度末の基金資産残高のうち、事業に使用されている資金は上表の期末貸付残高であり、基金資産残高から当該貸付残高を控除した額が、基金の未利用残高となっている。

【基金の未利用残高及び未利用率の推移】 (単位:千円)

市町村名	平成25年度	平成26年度	平成27年度
土佐清水市	4,698 (78%)	5,304 (88%)	4,905 (82%)
奈半利町	1,320 (32%)	1,042 (25%)	2,515 (60%)
田野町	1,760 (52%)	1,760 (52%)	1,760 (52%)
本山町	5,841 (65%)	6,818 (75%)	6,138 (67%)
大豊町	4,800 (100%)	4,030 (84%)	4,030 (84%)
土佐町	5,943 (44%)	621 (3%)	6,880 (19%)
三原村	960 (75%)	1,280 (100%)	1,280 (100%)

(*) 括弧内は未利用率 (基金の未利用残高/基金資産残高)

上表のとおり、土佐町を除く市町村で平成27年度末の未利用率が50%を超えており、基金の資産残高に対して新規貸付額が少なく、基金の資金が有効利用されていない状況と考えられる。県によると、新規貸付額が少ない要因は、新規就農者の低迷や貸付額の返済が必要なことから導入対象者が貸付制度の利用に必ずしも積極的ではないためとのことである。

「高知県肉用牛導入資金供給事業運用」において、県は各市町村に対して、以下のとおり基金が滞留しないよう運用することを求めている。

事業実施計画の作成

市町村は、基金運用期間中は、毎年度、別紙第1号様式により事業実施計画を作成、知事に提出するものとする。

市町村は、基金残高及び事業計画両方を勘案し、基金が滞留しないよう、適切な事業実施計画を作成するものとする。

その上で、県は、各市町村に対して、対象事業が終了（基金の一部返納含む）した場合、基金の残額を県に納付するよう求めている。

基金の管理及び運営

基金の管理及び運営は、要領第5によるほか、次によるものとする。

- ①市町村は、対象事業の実施に要する経費に充てる場合、返納を除き、基金を取り崩してはならない。
- ②基金に属する資金は、県の補助金、市町村の拠出金、家畜を譲渡した時の対価、廃用処分した時の対価、損害賠償金及び基金の運用益とする。
- ③市町村は、対象事業が終了した場合（基金の一部を返納する場合を含む。以下同じ）において、当該基金に残額が生じたときは、次の算式により算出される額を県に納付するものとする。

$$A=B \times C/D$$

A: 県に納付すべき額

B: 基金残額または一部返納対象額

C: 基金造成に係る県補助金額

D: 基金造成額

県の見解としては、「対象事業が終了（基金の一部返納含む）した場合」には、基金が有効利用されていない場合も含まれるとのことである。

基金が有効利用されていないと判断される市町村に対しては、市町村と協議の上、基金の一部を県へ納付するよう求める必要がある。

(25) 特用林産業新規就業者支援事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	林業振興・環境部 森づくり推進課		
交付要綱名称	高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	特用林産業新規就業者の確保及び育成を図るため、市町村が実施する研修生及び研修受入生産者等を支援する事業に対し、補助するもの。		
交付先	室戸市、東洋町		
補助対象経費	(研修生への支援) 市町村が定める規定、要綱等に基づき研修生へ支給する研修助成金等 (研修受入生産者等への支援) 市町村が定める規定、要綱等に基づき研修受入生産者等に支給する謝金		
補助率	(研修生への支援) 研修生1人当たり上限月額150,000円 2/3以内 (研修受入生産者等への支援) 上限月額50,000円 10/10以内		
決算審査資料の記載状況	(目的) 特用林産業の担い手を確保するため、新規に携わる者が生産技術を習得するために市町村が支給した研修助成金に対して助成を行った。 (成果) 2市町において、研修生11名が土佐備長炭等の生産等の技術習得に取り組んだ。		
補助金の決算額 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	4,783	8,874	15,000

(*) 特用林産物とは、食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のご類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称をいう。

2) 監査の結果及び意見

① 就業実績の確認について (意見)

当該補助金は、特用林産業新規就業者の確保及び育成を図るため、市町村が実施する研修生及び研修受入生産者等を支援する事業に対し、補助するものであり、当該事業は、「研修生への支援」及び「研修受入生産者等への支援」からなる。

平成27年度における研修生の実績人数及び補助金額は、以下のとおりである。
(単位：千円)

補助事業者	人数	補助金額	備考
室戸市	7名	9,900	新規研修生3名 継続に係る研修生4名
東洋町	4名	5,100	新規研修生2名 継続に係る研修生2名
計	11名	15,000	

(*) 補助金額には、受入生産者等への支援に係る額を含む。

交付要綱第18条の規定に基づく実績報告書等を閲覧したところ、補助事業の実績として、研修生の数や、それぞれの研修期間、実施状況等について、市町村から報告を受けている。しかし、当該補助を受けた研修生の研修終了後の就業実績については、交付要綱に報告する旨の規定はなく、県は市町村への電話による聞き取りによって就業実績を把握していた。

特用林産業新規就業者の確保及び育成を図るという補助目的に照らすと、研修を終了した者が実際にどの程度就業したのかは、補助金の効果を測るためには必要な情報である。

このため、県は研修実績だけでなく、その後の就業実績についても市町村から文書による報告を求め、情報を収集するべきである。

なお、平成28年度においては、以下のとおり交付要綱の改訂を行い、平成28年度以降の就業実績については報告を受ける旨の規定が設けられており、平成28年7月末の就業実績は、室戸市(3名)、東洋町(該当者なし)であった。

(研修終了後の報告等)

第17条 補助事業者は、研修生が研修を終了した場合は、別記第4号様式による就業状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の就業状況報告書は、研修終了後2年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6箇月(これを下回る期間の場合は、その期間)の就業状況を報告するものとする。

(26) 県産材加工力強化事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	林業振興・環境部 木材産業振興課		
交付要綱名称	高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	県内製材業の加工力強化、製材品の品質向上及び県内製材業の雇用維持を図ることを目的として、県内製材業者が導入する製材関連施設に対して、補助するもの。		
交付先	四万十町森林組合 外4事業体		
補助対象経費	(加工力強化事業) 製材業の加工力強化を図るために必要な製材関連施設の導入に係る経費 (品質向上事業) 製材品の品質向上を図るために必要な製材関連施設の導入に係る経費		
補助率	1/2以内		
決算審査資料の記載状況	(目的) 県内製材業の加工力強化、製材品の品質向上及び県内製材業の雇用維持を図る。 (成果) 県内製材工場が行う製材施設の更新等3施設、木材乾燥機・木質資源利用ボイラーの導入2施設に対して助成した。		
補助金の決算額 (千円)	平成25年度 73,652	平成26年度 76,096	平成27年度 31,896

2) 監査の結果及び意見

①補助事業者の要件について（意見）

当該補助金は、県内製材業の加工力強化、製材品の品質向上及び県内製材業の雇用維持を図ることを交付目的としている。

そのため、補助金を利用することにより製材関連施設の導入を促進することのみならず、その導入後も一定期間は継続して当該施設を活用することで、補助事業者の経営力強化等が図られるよう、高知県県産材加工力強化事業実施要領において、補助事業者の要件を以下のとおり規定し、補助金申請することができる事業者に一定の制限を設けている。

直近の決算書において、債務超過（貸借対照表の負債の部の合計が資産の部合計を上回っている状態）でないこと。ただし、債務超過であっても、税引前当期利益が黒字の場合は要件を満たすものとする。

なお、債務超過であっても当期利益が黒字の場合は、経営状況が改善されていることが窺えるため、補助事業を活用し設備投資を行うことで更なる改善が見込まれることを考慮し、補助事業者の要件として、ただし書の規定を設けている。

また、補助事業により導入した製材関連施設の利用効果を把握するため、補助事業の完了年度の翌年度から5年間（耐用年数期間が5年以内のものにあつては、耐用年数期間）の計画達成状況について、補助金交付先からの報告を求めている。

交付先の1つであるA社の交付申請書類を閲覧したところ、直近の決算状況は以下のとおりであった。

【損益計算書】

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
売上高	19,601	14,290	23,014
営業利益	△2,631	△5,383	△2,107
経常利益	△2,895	△4,415	△2,380
特別利益	23	-	25,725
前期損益修正益	23	-	25,725
特別損失	-	-	2,422
税引前当期純利益	△2,871	△4,415	20,923

【貸借対照表】

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
資産合計	31,335	30,964	29,904
負債合計	56,204	60,319	38,406
純資産合計	△24,868	△29,355	△8,502

A社の財政状態は債務超過が継続しているものの、直近年度（平成25年度）の税引前当期純利益は黒字であり、補助事業者の要件を満たしていることから、審査の結果、県は補助金交付先として選定している。

しかし、主な黒字要因は前期損益修正益であり、その内容は、税務調査により指摘を受け、修正申告を行ったことに伴う決算修正とのことであった。なお、修正申告の原因となった具体的な事項について、県では把握されていなかった。

税引前当期利益には上述のように、臨時的な要因により生じた特別損益項目が含まれていることから、債務超過の場合の特例要件を設ける場合、税引前当期利益ではなく、主たる営業活動の成果を示す営業利益や、経常的な活動成果を示す経常利益で判断することが望まれる。

(27) 林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	林業振興・環境部 木材産業振興課		
交付要綱名称	高知県林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金交付要綱		
補助対象事業	林業・木材産業改善資金の融資の円滑化及び効率的な運営を図るため、林業・木材産業改善資金助成法第3条第2項に基づき、当該資金の取り扱いを行う金融機関等が行う資金取扱事務に対して補助を行うもの。		
交付先	四国銀行、高知銀行		
補助対象経費	貸付事務経費	融資相談及び申請書類等作成指導 融資審査並びに申請者に係る資産及び経営状況等の調査 木材又は林産物の生産及び販売に係る検討 県からの資金借入事務並びに申請者への貸付事務 農林漁業信用基金の債務保証申請事務 その他貸付に係る事務	
	償還事務経費	約定償還に係る事務 繰上償還に係る事務 延滞入金（違約金を含む。）に係る事務 その他償還に係る事務	
	債権保全管理事務経費	延滞発生に係る督促及び関係機関等への通知 延滞者等との面談及び償還計画の検討 代位弁済に係る事務 借受者に対する資金管理及び経営指導 貸付金に係る資産査定事務 その他債権保全管理に係る事務	
補助率	毎年度12月末日貸付残高の1.5%に相当する額		
決算審査資料の記載状況	(目的) 林業・木材産業改善資金を取り扱う金融機関が行う、資金取り扱い事務に対して補助を行うことにより、当該資金の円滑化かつ効率的な運営を図る。 (成果) 四国銀行 1,060,765円、高知銀行 571,380円		
補助金の決算額 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	1,753	2,058	1,632

2) 監査の結果及び意見

①補助金算定方法の見直しについて (意見)

当該補助金は、林業・木材産業改善資金の取り扱いを行う金融機関等における貸付事務、償還事務、債権保全管理事務等に係る経費を補助対象としており、補助金の額は、毎年度12月末日貸付残高の1.5%により算定されている。

林業・木材産業改善資金貸付金残高の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
前年度12月末日残高	95,188	116,909	137,254
新規貸付額	47,844	48,040	6,000
償還額	26,123	27,695	34,445
当年度12月末日残高	116,909	137,254	108,809
補助金額	1,753	2,058	1,632

補助金の算定方法のうち、1.5%の料率は、「林業改善資金制度の運営について」(昭和51年6月1日51林野企第45号 林野庁長官通知)の以下の内容を参考に設定されたものである。

3 事務委託手数料 (1) 都道府県が(中略)本資金の貸付事業に係る事務の委託を行う場合の事務委託手数料は、予算の範囲内においておおむね次に掲げる金額の合計額を下回らない額の範囲内で両者協議の上定めるものとする。 ア 当該年度内に支払いを行った貸付金の累計額の1.5パーセントに相当する額 イ 当該年度内に返済を受けた償還金の累計額の0.75パーセントに相当する額 ウ 上記の金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額

県は、当該料率を毎年度12月末日貸付残高に乗じることで補助金の額を算定しているが、一定時点の貸付残高と、貸付事務・償還事務に係る事務負担は、必ずしも連動するものではない。すなわち、貸付残高という一定時点におけるストック情報よりも、「当該年度内に支払いを行った貸付金」や「当該年度内に返済を受けた償還金」のような、一定期間におけるフロー情報の方が、これらに係る事務負担と相関関係があると考えられる。

なお、同様の補助金について他県の事例をみると、徳島県が高知県と同様の算定方法を採用しているものの、香川県、愛媛県、広島県、岡山県など多くの自治体で「貸付額×1.5%、償還金×0.75%」を基礎とした算定方法を採用している。

現在の算定方法は、平成16年度以降改訂されていない状況であり、算定方法の見直しの要否を検討すべきである。

(28) 土佐の木の住まい普及推進事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	林業振興・環境部 木材産業振興課		
交付要綱名称	高知県土佐の木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	県外において土佐材木造住宅等の建築を促進し、土佐材を普及推進することを目的とした土佐材普及活動に対し補助するもの。		
交付先	県外工務店等138件		
補助対象経費	土佐材木造住宅等の建築事業	土佐材使用量5㎡以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費	
	土佐材モデル住宅建築事業	土佐材使用量10㎡以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費	
	高知県産品贈呈事業	イベント活動において、顧客に配布し、高知県をPRするために一般社団法人高知県地産外商公社を利用して購入する高知県産品	
補助率	土佐材木造住宅等の建築事業	5,000円/㎡ (上限：100万円/企業)	
	土佐材モデル住宅建築事業	15,000円/㎡	
	高知県産品贈呈事業	3,000円以内/世帯 (上限：10万円/企業)	
決算審査資料の記載状況	(目的) 県外において、土佐材木造住宅等の建築を促進し、土佐材を普及する。 (成果) 土佐材木造住宅等の建築138件の普及活動に対して助成した。		
補助金の決算額 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	7,185	6,795	8,554

2) 監査の結果及び意見

当該補助金の対象となる事業は、「土佐材木造住宅等の建築事業」、「土佐材モデル住宅建築事業」及び「高知県産品贈呈事業」に区分される。

平成27年度の補助金交付額の内訳は、以下のとおりである。

(単位：千円)

事業区分	金額	備考(補助率)
土佐材木造住宅等の建築事業	7,690	5,000円/㎡ (上限：100万円/企業)
土佐材モデル住宅建築事業	630	15,000円/㎡
高知県産品贈呈事業	234	3,000円以内/世帯 (上限：10万円/企業)
合計	8,554	

①県産品贈呈事業について(意見)

土佐材を使用した建築に要する経費のほか、高知県をPRするために、住宅見学会等イベント活動において顧客に配布する高知県産品(一般社団法人高知県産外産公社を利用して購入するもの)に対して、3,000円以内/世帯(上限：10万円/企業)の補助を行っている。

交付申請関係書類を閲覧したところ、交付申請書においてイベントの実施日、活動内容、来場世帯数等が記載されており、イベント参加者名簿も添付されているため、イベントに来場した世帯数は把握することができるものの、実際に県産品を配布した世帯数は明記されておらず、補助事業者に対して電話等にて確認を取っている状況とのものであった。

この点については、イベント参加者名簿において県産品を配布した世帯を明示させることにより、事務負担の軽減が図られる他、配布世帯数を書面により報告させることで補助事業者に対する牽制効果も期待できる。

このため、実際に県産品を配布した顧客の世帯数が明らかになるよう、交付申請書の様式を見直すことが望まれる。

(29) 県産材販売促進検証事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	林業振興・環境部 木材産業振興課		
交付要綱名称	高知県産材販売促進検証事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	<p>原木の増産及び木材加工力の強化により増加する土佐材製品について、県外で大規模に販売する仕組みづくりを推進し地産外産の拡大を図るため、協同組合高知木材センターが行う次に掲げる事業に要する経費に対して、補助金を交付するもの。</p> <p>(1) 県外新規取引の開拓のためのサンプル出荷事業 大口の県外新規販売先(プレカット工場・ビルダー等)の開拓を行うため、土佐材製品のサンプル出荷を行う。</p> <p>(2) 県外消費地への定期便輸送事業 県外消費地への安定供給と低コスト輸送体制を確立するため、トレーラー等を利用して複数企業が共同して製材品を積み合わせ、定期的に輸送する。</p>		
交付先	協同組合高知木材センター		
補助対象経費	県外新規取引の開拓のためのサンプル出荷事業	土佐材製品のサンプル出荷に係る経費	
	県外消費地への定期便輸送事業	トレーラー等で輸送する荷物のうち、ベース荷物の製品輸送に係る経費	
補助率	県外新規取引の開拓のためのサンプル出荷事業	定額(上限：7,500円/㎡)	
	県外消費地への定期便輸送事業	定額(上限：3,000円/㎡)	
決算審査資料の記載状況	<p>(目的) 県産材を県外で大規模に販売する仕組みづくりを推進し、地産外産の拡大を図る。</p> <p>(成果) トレーラー等を使用した輸送1,908㎡、県外の新規取引先の開拓のためのサンプル出荷471㎡に対して助成した。</p>		
補助金の決算額(千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	-	11,698	8,516

2) 監査の結果及び意見

①補助効果の検証について (意見)

当該補助金は、県の施策である土佐材販売力抜本強化事業の中で交付されているものであり、当該事業費の全額が本補助金として執行されている（平成27年度歳出予算見積書より）。

また、土佐材販売力抜本強化事業の実施に当たって、「土佐材販売力抜本強化プロジェクトチーム」が設置されており、補助金交付先である協同組合高知木材センター（以下、「木材センター」という。）は、プロジェクトチームのリーダーの役割を担っている。

すなわち、木材センターが中心となり、土佐材販売力抜本強化事業に係る取り組みを行う体制となっている。

土佐材販売力抜本強化プロジェクトチーム設置内規によると、事業の目的及び内容について、以下のとおり規定されている。

(目的)
第2条
プロジェクトチームメンバーの共同出荷を中心とした大規模かつ定量の先行モデル的な取引を行ない、その効果の検証を通じて土佐材の販売力を抜本強化することを目的とする。
(事業)
第3条
1 メンバーの共同出荷を中心として県外への高知県産製材品の大規模取引（ロット、邸別）。
2 ローコストの輸送ルートの構築。
3 上記1～2を実施するために必要な調査

ここで、県は、県外において県産製材品を大規模かつ定量に販売するための課題として、以下の点を挙げている。

- ・新規取引の開拓のためには、県産材の品質と供給能力を提示することが必要
- ・大消費地からの注文にも即応できる低コストの輸送体制を構築することが必要

これらの課題に取り組むためには、例えば、新規顧客に向けた製品サンプルの出荷については、その後の取引の継続状況を把握することが必要であり、その状況について補助事業とは別に調査し把握されているものの、交付要綱において効果を検証する形とはなっていない。

協同組合高知木材センターが提出した平成27年度の実績報告書の概要は、以下のとおりである。

【事業の成果】							
高知県産材を県外で大規模に販売する仕組みを構築するため、新規取引先へのサンプル出荷や県外消費地への定期便輸送を行った。							
【事業実績】							
区分	事業量 (㎡)	事業費 (千円)	補助対象経 費 (千円)	左の財源 (千円)		事業着手年月日 事業完了年月日	備 考
				県補助金	その他		
(1) 県外新規取引の開拓のためのサンプル出荷事業	530.4041	22,938	22,938	3,535	19,403	H27.4.7 H28.3.31	
(2) 県外消費地への定期便輸送事業	1,907.6076	11,064	11,064	4,980	6,083	H27.4.7 H28.3.31	
合計	2,438.0117	34,003	34,003	8,516	25,487		

上記のほか、実績報告書では、サンプル出荷や定期便輸送に係る出荷先や数量、単価等の詳細が報告されている。

しかし、実績報告の内容は、出荷実績に係る定量的な情報にとどまっており、その効果検証は報告されていない。

補助事業の趣旨に鑑みると、出荷実績に係る定量的な情報のみならず、効果検証に関する報告も求めるべきである。

なお、当該補助金の補助対象事業及び補助対象経費は、「1）補助金の要約表」に記載のとおりであるが、交付要綱上、サンプル出荷や定期便輸送に係る経費について補助する旨の規定にとどまっており、その効果を検証する内容が明示的には規定されていない。

事業目的及び補助を行うことの趣旨に鑑みると、サンプル出荷や定期便輸送に係る効果検証についても、交付要綱の中で報告を求めるべきと考える。

(30) 四万十川財団運営費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	林業振興・環境部 環境共生課		
交付要綱名称	高知県四万十川財団運営費補助金交付要綱		
補助対象事業	四万十川の保全及び流域の振興のため、中核的実践組織として設立された公益財団法人四万十川財団の運営及び事業実施に要する経費等に対し、補助するもの。		
交付先	公益財団法人四万十川財団		
補助対象経費	事務局職員給与費（契約職員のうち事務局長職員に係るものに限る。）	給料、職員手当（時間外勤務手当を除く。）及び共済費	
	事務局職員給与費（契約職員のうち経理担当職員に係るものに限る。）	賃金、職員手当及び共済費	
	運営管理費 補助対象事業の実施に要する経費	報酬、時間外勤務手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金及び補助金並びに公課費	
補助率	事務局職員給与費：事務局長 10/10、経理担当職員 1/2 以内 運営管理費：1/2 以内 補助対象事業の実施に要する経費：1/2 以内		
決算審査資料の記載状況	(目的) 四万十川流域の保全と振興への対策を推進する中核的実践組織として設置した四万十川財団を支援する。 (成果) 一斉清掃や環境学習、文化的景観による地域連携イベントなどを開催することによって、流域の振興につながった。		
補助金の決算額（千円）	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	8,380	8,591	8,444

2) 監査の結果及び意見

①補助対象経費の積算方法について（意見）

公益財団法人四万十川財団（以下、本項では「財団」という。）は、高知県と四万十川流域5市町（四万十市、四万十町、中土佐町、津野町、梶原町）が共同で基本財産を出資して平成12年2月に設立され、平成25年4月に公益財団法人へ移行している。

高知県民及び国民共有の財産である四万十川を後世に引き継いでいくため、全ての関係者が一堂に集い、その連携の下に自然環境、景観及び生物資源の保全、その啓発事業等を実施することにより、四万十川の保全及び流域の振興に寄与することを目的とし、以下の事業を実施している。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 四万十川の清流、景観及び生態系保全に関する事業
(2) 四万十川流域の森づくりに関する事業
(3) 四万十川及び四万十川流域に関することを全国発信する事業
(4) 人づくり及び保全活動支援に関する事業
(5) 四万十川流域の歴史及び生活文化の保全に関する事業
(6) 四万十川流域の振興に関する事業
(7) (1) から (6) に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

県は、財団の運営及び事業実施に要する経費等に対し補助を行っており、平成27年度における当該補助事業の収支状況は、以下のとおりである。

【収入の部】 (単位：千円)

科目	金額	備考
県補助金	8,444	
その他の補助金	3,576	四万十川総合保全機構補助金
計	12,020	

【支出の部】 (単位：千円)

科目	金額	備考
事務局職員給与費	4,868	事務局長人件費
事務局職員賃金等	2,561	経理契約職員人件費
運営管理費	2,529	印刷製本費、通信運搬費 等
公益目的事業	2,060	印刷製本費、旅費交通費 等
計	12,020	

一方、平成27年度における財団の財務諸表を確認したところ、正味財産増減計算書に計上されている経常費用16,602千円である。このうち、実績報告書上、補助対象経費とされているのは12,020千円ということになる。

交付要綱において補助対象経費とされている項目は、「1）補助金の要約表」に記載のとおりであるが、財団が計上した費用のうち、補助対象経費をどのような積算で算定しているか及びその根拠について、実績報告書に添付されている財団の総勘定元帳等からは判断できず、またこれらの積算方法について、県では、十分に把握していない状況であった。

補助金交付額に影響を与える可能性があるため、実績報告の補助対象経費が適正であることを検証する観点から、補助対象経費の積算方法についても十分な確認が必要である。

②四万十川基金に係る取扱要綱の整備について（意見）

財団の財務諸表を閲覧したところ、以下のとおり、平成27年度末時点で現金預金が5,783千円、特定資産として「四万十川基金」が48,226千円計上されている。

（単位：千円）

	平成26年度	平成27年度
【貸借対照表】		
総資産	66,262	65,807
内、現金預金	6,433	5,783
内、四万十川基金（特定資産）	47,880	48,226
指定正味財産	10,000	10,000
一般正味財産	54,415	53,658
【正味財産増減計算書】		
経常収益	16,305	15,849
経常費用	15,909	16,602
当期一般正味財産増減額	△753	396

特定資産に計上されている「四万十川基金」の用途について県へ質問したところ、運用方法についての内部決裁等による取り決めや、要綱等は定めていないとの回答であった。また、当該基金の財源は一般正味財産として整理されているため、外部からの用途の制約等は受けておらず、財団の意思により特定資産として区分しているものと考えられる。

「四万十川基金」は、予め定められた用途のために積み立てられているものであることが想定されるが、現状はその取扱いが明確にされていないため、取扱要綱等を整備し、明確にしておくよう財団へ指導することが望まれる。

(31) 漁業自主調整促進協議会補助金

1) 補助金の要約表

所管課	水産振興部 漁業管理課		
交付要綱名称	高知県漁業自主調整促進協議会補助金交付要綱		
補助対象事業	沖合及び沿岸漁業者間の紛争及び摩擦を排除し、漁業秩序の維持確立により関係漁業者の円滑な操業を行わせるため、関係者で組織する漁業自主調整促進協議会等が行う事業に対して補助するもの。		
交付先	須崎沖沿岸漁業自主調整促進協議会 外3件		
補助対象経費	漁業秩序の維持確立のために行う自主調整促進に関する事業	操業指導監督及び漁業違反防止等漁場監視活動に要する経費	
		漁業秩序の普及・啓蒙啓発活動に要する経費	
		操業に関する漁場調整及び漁具被害救済事業に要する経費	
		紛争調停に関する経費	
補助率	1/2以内		
決算審査資料の記載状況	(目的) 漁業自主調整促進協議会が行う操業指導、標識設置、違反防止等の活動に対して助成する。		
	(成果) 各種漁業間の紛争の防止と漁業者の円滑な操業の確保に努めたことで漁業許可内容の見直しなど、規制緩和を進めることができた。		
補助金の決算額 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	779	779	645

2) 監査の結果及び意見

①補助金の適正執行の確認について（結果）

県は、平成25年度から平成27年度まで、4つの漁業自主調整促進協議会等（以下、本項では「協議会」という。）に概ね同額の補助金を交付していた。この内、須崎協議会の補助金実績報告書を閲覧すると、事業費の財源区分は次のようになっていた。

なお、各協議会の事務局は関係市町村の担当者が担っている。

(単位：円)

経費の区分	事業費	負担区分		備考
		県補助金	自己負担金	
操業指導監督及び漁業違反防止事業	500,000	174,000	326,000	専属指導船借上 年間1隻当5万円×2隻 監視指導員報酬 年間1人当5万円×4人 海士監視指導員報酬 年間1人当5万円×4人
啓発広報事業	10,000	3,000	7,000	インデックス、ファイル等
計	510,000	177,000	333,000	

ここで、啓発広報事業費の内容を確認したところ、カラーインデックス5冊、フラットファイル95冊及び白板マーカー1本となっており、税込10,000円の請求書と領収書が保管されていた。

県の補助金で充当される金額は数千円と僅少ではあるものの、啓発広報事業費として、こうした文房具類がどのように活用されるのかは疑問が残るところである。また、金額も税込10,000円となるように購入されており、補助金を消化するための購入がなされているのではないかと疑念が生じる。

今後は、補助対象事業費としてどのように活用されたか、また必要数の購入がなされているかの視点も加味して、実績報告書を検討する必要がある。

なお、当該支出が操業指導監督及び漁業違反防止事業の事務費的な性質であるならば、補助要綱に事務費を補助対象経費として記載するべきである。

(32) 外国人漁業研修事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	水産振興部 漁業振興課		
交付要綱名称	高知県外国人漁業研修事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	遠洋近海かつお・まぐろ漁業の振興を図るため、高知県外国人漁業研修センターが行う外国人漁業研修事業に要する経費を補助するもの。		
交付先	高知県外国人漁業研修センター		
補助対象経費	(1) まぐろ延縄漁業の非実務研修経費 (2) かつお一本釣り漁業の非実務研修経費 (3) (1) 及び (2) に伴う施設運営管理費		
補助率	1/4 以内		
決算審査資料の記載状況	(目的) 外国人研修センターが行う外国人漁業研修生の陸上研修に補助を行い、遠洋近海かつおまぐろ漁業の振興を図る。 (成果) まぐろ延縄漁業4名、かつお一本釣り漁業49名(受入実績)の研修を支援。		
補助金の決算額(千円)	平成25年度 2,000	平成26年度 2,000	平成27年度 2,000

2) 監査の結果及び意見

①補助額の確認事務について(結果)

高知県外国人漁業研修センター(任意団体)(以下、本項では「研修センター」という。)が実施する外国人実習生研修事業の内、陸上研修に要する経費を県が補助するものであり、研修センターで要する他の経費は外国人漁業実習生を受け入れる船主が負担している。

平成27年度の補助金実績報告書に係る補助対象事業に係る収支は、次のような状況であり、補助対象経費の4分の1と予算を比較することで、2百万円の補助金を交付していた。

(単位:千円)

区分	内容	金額
収入の部	県補助金	2,000
	船主負担金	9,533
	計	11,533
支出の部	事業費:まぐろ延縄漁業	1,313
	事業費:かつお一本釣り漁業	7,464
	事業費:施設運営管理費	2,755
	計	11,533

区分	補助対象経費 (A)	補助対象外経費 (B)	総事業費 (C=A+B)
報償費	4,389	1,550	5,939
需用費	415	2,902	3,318
役務費	3,450	118	3,568
使用料及び賃借料	700	—	700
雑費	2,577	—	2,577
合計	11,533	4,702	16,236

本監査において、研修センターの決算書における研修センター全体の事業費の状況を確認すると、総事業費は13,306千円となっており、研修センター全体の事業費よりも補助金実績報告書に係る総事業費（16,236千円）が多い状態となっていた。

県担当者が研修センターへ照会すると、研修センターとは別に監理団体（高知かつお漁業協同組合と高知県漁業協同組合）が補助対象経費を支出しているために、こうした状況になっているとのことであった。

監理団体が支出した補助対象経費を含めた補助事業の全体像を整理すると次のような状況である。

（単位：千円）

内容	金額
研修センター全体の総事業費	13,306
研修センターが支出した補助対象外経費	-4,702
研修センターでの県外船主分（*）	-982
監理団体が支出した補助対象経費	+3,911
補助金実績報告書の補助対象経費	11,533

（*）県外の船主が受入れる実習生に係る経費であり、県への実績報告からは控除しているとのことである（金額は差引計算）。

今回のケースは、船主が監理団体を通して補助対象経費を支出しており、実質的な問題は生じていなかったが、補助金実績報告書に他団体が支出した金額を記入しており、適切な事務とは言い難い状況である。

また、監理団体が支出した経費を除いた研修センターが支出した補助対象経費は総額で7,621千円（11,533千円-3,911千円）となり、ここから計算される補助額は1,905千円（7,621千円÷4）となり現在の補助額が不適切となる可能性もあった。

今後は、研修センターの決算書と補助金実績報告書の整合性を確認する必要がある。その上で必要に応じて補助金実績報告書に係る領収書をサンプルベースで確認する等の方法により補助対象経費の確認作業を十分にすることがある。

（33）漁業生産基盤維持向上事業費補助金

1）補助金の要約表

所管課	水産振興部 漁業振興課	
交付要綱名称	高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金交付要綱	
補助対象事業	漁業活動の維持、向上等に必要なソフト事業、ハード事業及び減災対策事業を支援することによって、漁業の振興を図るため、市町村、漁業協同組合等の実施する事業に対して補助するもの。	
交付先	室戸市 外10件	
補助対象経費	ハード事業	漁業活動の維持、円滑化及び高度化のために必要な施設整備に要する経費 [例] 漁船・漁具の修理保全施設、市場関連施設及び水産加工施設増養殖施設 著しい損耗により耐用年数まで機能維持が困難な施設の補修又は機能向上（省力化、衛生管理等）を伴う施設の補修に要する経費 [例] 老朽化した冷凍庫の扉等の機械部分の取替え及び市場床面の抗菌塗装
	ソフト事業	水産資源の維持増大及び漁獲の確保に向けた取組に要する経費 [例] 産卵場造成、放流効果調査及び未利用資源の活用に向けた試験操業 漁協等が漁業者の所得及び利便性の向上を図るため、従前から行っている加工、流通販売、購買、指導等の事業、サービス又は活動を更に充実及び高度化するための取組に要する経費 [例] 業務システムの電算化及び漁獲物の有利販売の取組 漁協サービスの充実又は漁業者等による先進的な取組等に必要人材の育成に関する事業に要する経費 [例] 養殖魚の魚病診断職員の育成及び小売業者での実地研修
	減災対策事業	現存の燃油タンク（廃油タンクを含む。）の撤去に要する経費
	補助率	ハード事業、ソフト事業：1/2以内 減災対策事業：7/10以内（市町村負担率3/10以上）

決算審査資料の記載状況	(目的) 地域水産業の基盤となる施設機器の整備及び既存の施設機器の長寿命化・機能向上を図る。		
	(成果) 施設整備や既存機器の長寿命化や機能向上を行うことで、漁業基盤が安定した。また、南海トラフ地震対策として屋外燃油タンクの撤去を行ったことで、漁業関係者及び地域住民の安全性が向上した。		
補助金の決算額(千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	41,438	35,128	25,705

2) 監査の結果及び意見

①補助対象経費のあり方について（意見）

平成27年度において、各市町村を通して高知県漁業協同組合（以下、本項では「県漁協」という。）及び久礼漁業協同組合に対してフォークリフトの購入費用に係る補助金を6,347千円交付していた。

(単位：千円)

市町村	補助対象者	台数	総事業費	補助対象経費	補助金交付額
室戸市	県漁協（佐喜浜支所）	1	1,674	1,550	775
室戸市	県漁協（三津支所）	2	3,056	2,830	1,415
黒潮町	県漁協（入野支所）	1	2,088	1,934	967
室戸市	県漁協（高岡支所）	2	4,860	4,500	2,250
中土佐町	久礼漁業協同組合	1	2,030	1,880	940
計		7	13,709	12,694	6,347

(*) 総事業費と補助対象経費の差額は消費税額である。

交付要綱では、補助対象外事業と経費について、次のように定めており、「漁獲物の運搬等に供するものについては、個々の事業ごとにその必要性を審査する」とされている。

補助対象外とする事業	補助対象外とする経費
(1) 共同利用施設・機器の受益者数が限定され共同利用と認められない事業(先駆的事业等については、個々の事業ごとに審査する。) (2) トラック等汎用性の高いものの購入事業(漁獲物の運搬等に供するものについては、個々の事業ごとにその必要性を審査する。) (3) 個人用レンタルに使用する機器等、物品及び施設整備事業	(1) 機器類・施設更新時の撤去等処分費用 (2) 補助事業の受益者に対する賃金 (3) ハード事業における消耗品購入費用(ソフト事業については、個々の事業ごとにその必要性を審査する。)

ここで、当該審査を実施する「高知県漁業生産基盤維持向上事業審査会」の議事録を閲覧すると、審査員の意見として、フォークリフトのメンテナンス状況を記録する旨や、入札等による競争性を有した購入等についての記載はあるものの、機能維持としてのフォークリフトの整備事業の必要性に関する記述は確認できなかった。

製氷施設や鮮度保持のための機器等、漁業特有の設備投資であれば、一定の補助も必要になるであろうが、漁業の特殊性に起因しない設備投資に補助金が交付されるという事は、他の一般事業者との公平性の観点から問題があると考ええる。

また、漁業協同組合の経営という視点に立った場合にも、フォークリフトの整備までが補助金交付の対象となる場合に、自助努力による経営意識の低下を招くとも思われる。

今後のフォークリフト整備事業費は、機能の向上が見込まれる場合を除き、補助対象外とすることが望まれる。

（34）県1漁協財務改善資金利子補給金

1) 補助金の要約表

所管課	水産振興部 合併・流通支援課		
交付要綱名称	高知県1漁協財務改善資金利子補給金交付要綱		
補助対象事業	高知県漁業協同組合が有する借入金の圧縮、漁協合併により生ずることとなる高知県信用漁業協同組合連合会の信用供与限度額の超過の解消及び高知県漁業協同組合経営改善のための組織の再編整備に資するための高知県1漁協財務改善資金（*1）の利子に対して補助するもの。		
交付先	高知県信用漁業協同組合連合会		
補助対象経費	上記の高知県1漁協財務改善資金（*1）に係る利子		
補助率	高知県信用漁業協同組合連合会の長期プライムレートから0.5%を控除した率		
決算審査資料の記載状況	<p>（目的） 高知県漁業協同組合の借入金の圧縮。</p> <p>（成果） 長期の借換資金に対する利子補給を行うことによって、借入金の圧縮を支援。</p>		
補助金の決算額（千円）	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	4,202	3,242	2,243

（*1）高知県信用漁業協同組合連合会が高知県漁業協同組合に貸し付けるものである。

2) 監査の結果及び意見

①補助金のあり方について（意見）

県は、県下に複数存在する地域漁業協同組合（以下、本項では「地域漁協」という。）を高知県漁業協同組合（以下、本項では「県漁協」という。）に集約し、県内単一の漁業協同組合への集約を推進することで、漁業協同組合の経営基盤の強化等を図ろうとしている（平成20年度に県漁協が発足）。

ここで、合併により県漁協の借入金が増加すること（地域漁協の債務承継による）に対処する経営支援措置として平成20年度より利子補給を開始しており、補助対象者は高知県信用漁業協同組合連合会（以下、本項では「信漁連」という。）であるが、補助金の受益者は県漁協である。

すなわち、県漁協は信漁連からの借入金について、所定の金利を支払う必要があるが、その一定額を県が負担する事で、実質的に0.5%の利率での借入を行っている。

県漁協の平成20年度からの財務内容を確認したところ、その概要は次のとおりであった。

(単位：百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
事業利益	△6	△117	△62	△74	△39	△54	△2	143
経常利益	239	25	△131	△53	94	58	177	256
当期純利益（*）	92	51	△143	△59	24	46	164	149
出資金（A）	923	922	923	861	838	831	819	813
資本準備金（B）	17	29	29	-	-	-	-	-
利益剰余金（C）	△347	△296	△440	△471	△446	△399	△235	△86
その他（D）	-	△9	△14	△0	-	-	-	-
純資産（A～D計）	593	644	496	389	392	431	583	727

（*）県漁協の業務報告書上は「当期剰余金」と表示されている。

平成24年度頃より黒字傾向が続き、財務内容の改善が見受けられる。これは、宝石サンゴの需要増に伴う収益増加が大きく寄与したためとのことであり、直近の平成27年度では149百万円の当期純利益を計上し、67百万円の法人税等を納付する状況である。

県漁協発足当初の不安定な財務基盤を支援する趣旨は理解できるところであるが、財務内容の改善が続いている状況下での補助金交付は、経済合理性を欠くと言わざるを得ない。

当該補助金は、平成19年11月の貸付日から10年以内が利子補給期間とされており（交付要綱第4条）、平成29年度には補助事業が終了することになる。

今後、新たな補助制度を設ける場合は、県漁協の財務状況に応じた取扱いをすることが望まれる。

(35) 漁協経営基盤強化事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	水産振興部 合併・流通支援課		
交付要綱名称	高知県漁協経営基盤強化事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	県1漁協構想（県内単一漁協構想）の実現に不可欠な高知県漁業協同組合の経営基盤を強化するため、高知県漁業協同組合が経営に必要な運転資金を確保し資金繰りの円滑化を図ることを目的として実施する事業に要する経費に対して補助するもの。		
交付先	高知県漁業協同組合		
補助対象経費	<p>(1) 債権の管理及び回収体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権の管理及び回収に必要な債務者の現状把握及び回収方策の検討会の開催に要する経費（旅費、会場費、印刷製本費等） ・債権の管理及び回収に係る能力向上を目的とした会議の開催に要する経費（旅費、会場費、印刷製本費等） <p>(2) 債権回収アドバイザーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者が実施する債権の管理及び回収業務に関して債務者ごとの指導及び助言等を行う債権回収アドバイザーの委嘱に要する経費 		
補助率	1/2以内		
決算審査資料の記載状況	<p>(目的)</p> <p>高知県漁業協同組合の債権管理及び債権回収に係る体制強化。</p> <p>(成果)</p> <p>債権回収手続きに関する実例を用いた説明会の実施や専門アドバイザーによる現地指導等によって、職員の債権管理に関する問題意識を深化させた。</p>		
補助金の決算額 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	—	1,830	1,710

2) 監査の結果及び意見

①補助効果の確認について（結果）

高知県漁業協同組合（以下、本項では「県漁協」という。）が抱える滞納債権の回収を図るための事業に対して、補助金を交付しており、当該事業の収支は次のとおりであった。

(単位：千円)

区分	内容	金額
収入の部	県補助金	1,710
	県漁協の自己負担	2,348
	計	4,058
支出の部	債権の管理及び回収体制の強化（*1）	245
	債権回収アドバイザーの配置（*2）	3,813
	計	4,058

(*1) 債権管理回収検討会の開催に際して要する旅費等である。

(*2) 債権回収アドバイザー1名に対する1年間の報酬等である。

県漁協では、漁業者等に対して燃料等を販売する事業や、漁業者等の委託を受けて産地買受人（仲買人）等に対して漁獲物を販売する事業を実施しており、当該事業から未収債権が発生している。しかし、県漁協単独では債権管理や回収のノウハウが不足するため、平成26年度より当該補助金で債権管理・回収の強化を図っている。

県は、当該補助金の効果を把握するため、県漁協支所単位での債権残高の増減額は把握しているが、その詳細な内訳は把握していなかった。

債権管理においては、滞納債権の新規発生額、回収額、償却額（債務者の自己破産等により債権を消滅させる事）を区分把握し、いかに新規発生額を抑制するかが重要となる。

今後は、支所単位での新規発生額や回収額等を把握し、当該補助金の補助効果を定量的に測定できる体制を構築する必要がある。

(36) 浄化槽設置整備事業費補助金

1) 補助金の要約表

所管課	土木部 公園下水道課		
交付要綱名称	高知県浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱		
補助対象事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止及び快適な生活環境の創造を図るため、循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成17年4月11日付け環境対発第050411001号）及び汚水処理施設整備交付金交付要綱（平成17年4月22日付け環境対発第050422003号）に定める事業に要する経費について、補助するもの。		
交付先	高知県 外31市町村		
補助対象経費	市町村が補助要綱等で、人槽区分ごとに設定した補助基準額に、基数を乗じて得た額と、県の定める基準額のいずれか少ない額 (県の定める基準額)		
	5人槽	332,000円×基数	
	6ないし7人槽	414,000円×基数	
	8ないし10人槽	548,000円×基数	
	(注) 基準額の特例 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用が基準額を超える場合には、基準額に9万円を加えた額とする。		
補助率	1/3以内		
決算審査資料の記載状況	(目的) 河川等の水質汚濁の防止を図るため、浄化槽の設置者に対して補助を実施する市町村に補助を行う。 (成果) 高知県ほか31市町村で983基の浄化槽を整備した。		
補助金の決算額 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	114,036	111,461	112,618

2) 監査の結果及び意見

①実績報告書の添付書類の記載について（結果）

当該補助金の対象となる事業は、浄化槽設置整備事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第65号）に基づいて、循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の交付される浄化槽を設置する者に対し、市町村が設置に要する費用を補助する事業とされている。

この場合において、浄化槽の設置には、単独処理浄化槽の撤去に必要な工事（浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合及び施工上の制約により単独処理浄化槽の撤去跡地に浄化槽が設置できない場合であって同一敷地内に浄化槽が設置されるときに限る。）を含むものとされており、1基当たり9万円が基準額とされている。

交付要綱では、実績報告として、以下の関係書類を添付して報告することが求められている。

- ・事業実績報告書（別紙1）
- ・県費補助金精算調査（別紙2）
- ・精算額内訳書（別紙3）
- ・歳入歳出決算書（見込み書）抄本（別紙4）
- ・補助対象設置者一覧表（別紙5）

高知県が提出した平成27年度の実績報告に係る関係書類を閲覧したところ、設置費及び単独処理浄化槽撤去費の総額については、下記のとおり、精算額内訳書（別紙3）において報告されている。これによると、補助対象経費の合計は34,584千円であり、このうち、単独処理浄化槽撤去費の総額は、1,170千円であることが分かる。

【平成27年度の高知市の精算額内訳書（別紙3）】 (単位：円)

人槽区分	助成基数	基準額	対象経費 実支出額	選定額
5人槽	(8)	(720,000)	(720,000)	(720,000)
	57	19,644,000	19,644,000	19,644,000
6ないし7人槽	(5)	(450,000)	(450,000)	(450,000)
	33	14,112,000	14,112,000	14,112,000
8ないし10人槽				
	2	1,096,000	828,000	828,000
合計	(13)	(1,170,000)	(1,170,000)	(1,170,000)
	92	34,852,000	34,584,000	34,584,000

(※) 単独処理浄化槽撤去費が補助対象となっている場合は、上段に内数で括弧書きにより記載。

一方、補助対象設置者一覧表（別紙5）の様式は下記に記載のとおりであり、浄化槽設置工事ごとの管理者氏名、設置場所、施工業者、設置費等の内訳を報告する内容となっている。また、単独処理浄化槽撤去費が補助対象になっている場合は、当該撤去費の額を「設置費」欄の上段に内数で括弧書きにより記入することとされている。

しかし、高知市の実績報告に添付された設置費補助対象者設置一覧表（別紙5）においては、設置費の記載はあるが、設置費欄の上段に内数で括弧書きにより記載すべき単独処理浄化槽撤去費が記載されておらず、個々の案件単位で実際の支出額が基準額を上回っているか確認が出来なかった。

単独処理浄化槽撤去費についても、設置費と同様、補助対象経費に含まれる項目であるため、交付要綱に定める報告様式に従い、内訳の報告を求める必要がある。

【補助対象設置者一覧表（別紙5）】

No.	管理者氏名	設置場所 地名地番	人槽		施工業者	保守点検 業者	清掃業者	確認方法	交付申請 年月日	交付決定 年月日	工事着手 年月日	工事完了 年月日	事業完了 年月日	設置費 (単位:千円)
			基準	自由										
1								現場・Fチェック						
2								現場・Fチェック						
3								現場・Fチェック						
4								現場・Fチェック						
5								現場・Fチェック						
6								現場・Fチェック						
7								現場・Fチェック						
8								現場・Fチェック						
9								現場・Fチェック						
10								現場・Fチェック						
11								現場・Fチェック						
12								現場・Fチェック						
13								現場・Fチェック						
14								現場・Fチェック						
15								現場・Fチェック						
合計														

備考 1 「確認方法」欄は、市町村において、施工を確認した方法を個々でください。
 2 「交付申請年月日」欄は、市町村において、交付申請を受けた年月日を記入してください。
 3 「交付決定年月日」欄は、市町村において、交付決定した年月日を記入してください。
 4 「工事着手年月日」欄は、補助対象者が浄化槽工事に着手した年月日を記入してください。
 5 「工事完了年月日」欄は、補助対象者が浄化槽工事を完了した年月日を記入してください。
 6 「事業完了年月日」欄は、市町村において、事業完了を確認した年月日を記入してください。
 7 人槽順に記載し、複数枚の場合は頁ごとに入槽ごとの利用人数小計を記入してください。
 8 単独処理浄化槽撤去費が補助対象になっている場合は、設置費欄の上段に内数で括弧書きにより記入してください。

(*)下線は監査人が挿入。

3. 総括意見

本報告書の「第2. 監査対象の概要」にも記載しているが、「高知県補助金等交付規則の運用について」では、補助金について次のように規定している。

補助金等とは、金銭を交付することによって生ずる事業の成果、すなわち利益効果が直接県に帰属しないものをいうものである

ここに記載のように補助金はその効果が直接県に帰属しないために、交付にあたっては、必要性が何よりも重要と考える。

県の施策の中で一定の補助金が交付されており、補助の必要性が皆無と思われるような事案は見当たらなかったが、3E（経済性、効率性、有効性）という視点では、県の対応を見直す余地があると感じた。

具体的には運営費補助金やこれに類似すると思われる補助金を交付する中で、交付対象団体の財政状況を十分に精査できていないケースや、県からの補助金を含めて収入のすべてを単年度に支出しているような補助金実績報告書に対してその内容を十分に把握できていないケース、受益者が少数で費用対効果が低いと考えられる事象を十分に把握できていないケース等において県が補助金交付に際して3Eをどの程度吟味したのか判断としなかった。

本監査は、基本的に200万円以上の補助金を対象とし、適宜少額な補助金も対象とする中で、少額な補助金の交付理由として県としては少額であっても支援するために交付しているとの理由を多く聴取した。少額な補助金を交付する場合においてもその必要性は理解できる所ではあるが、3Eの視点からはやはり疑問を感じる場面もあった。

監査を通じて、一部の事務誤り等の指摘事項（結果として整理）を述べているが、こうした事項は早期に是正されるであろうとの心証を得ている。

他方、3Eの視点から「意見」として整理している事項については、形式的な是正に留まることを危惧しているところである。本監査では多くの県職員に真摯に対応頂き、監査人としては感謝するところであり、今後、3Eの視点からの改善に向けて、県が一丸となって取り組んでいくことを大いに期待する。

以上

第4. 参考資料

【監査対象とした補助金一覧表】

所管部	所管課	補助金名称	交付先	H27 補助金 決算額
観光振興部	観光政策課	よさこい祭支援事業費補助金	よさこい祭振興会、 (公社) 高知市観光協会	6,000,000
		観光振興推進事業費補助金	(公財) 高知県観光コンベン ション協会	868,105,000
		観光振興推進事業費補助金(地方 創生)	(公財) 高知県観光コンベン ション協会	638,029,735
	地域観光課	観光拠点等整備事業費補助金	室戸市 外13件	49,324,000
危機管理部	消防政策課	高知県消防協会補助金	(一財) 高知県消防協会	800,000
		災害対応型給油所整備促進事業 費補助金	高知市 外9件	14,048,000
		消防防災対策総合補助金	高知市 外22件	21,759,000
		地震火災対策推進事業費補助金	四万十市	3,564,000
	南海トラフ地 震対策課	応急期機能配置計画策定事業費 補助金	土佐市 外11件	2,772,000
		緊急用ヘリコプター離着陸場整 備事業費補助金	高知市 外11件	133,582,000
		地域集会所耐震化促進事業費補 助金	南国市 外6件	28,133,000
		地域防災対策総合補助金	高知市 外31件	255,695,000
健康政策部	医師確保・育成 支援課	へき地勤務医師研修費補助金	高知県へき地医療協議会	9,083,000
		指定医療機関等医師住宅整備事 業費補助金	本山町、医療法人川村会	32,620,000
		地域医療再生事業費補助金	(一社) 高知医療再生機構	156,478,516
	医事業務課	お薬手帳電子化事業費補助金	(公社) 高知県薬剤師会	3,200,000
		薬剤師確保対策事業費補助金	(公社) 高知県薬剤師会	998,000
		薬剤師就業促進事業費補助金	(公社) 高知県薬剤師会	618,000
	医療政策課	ドクターヘリ運航体制整備事業 費補助金	国立大学法人高知大学(医学 部附属病院)	3,780,000
		医療介護連携情報システム整備 事業費補助金	国立大学法人高知大学	70,939,000

所管部	所管課	補助金名称	交付先	H27 補助金 決算額
		院内保育所運営支援事業費補助 金	(医) 社団若鮎 外25件	95,241,000
		看護師等養成所運営費補助金	(独法) 国立病院機構 高知 病院 外6件	123,480,000
		救急医療施設運営費補助金(小児 救急医療支援事業)	高知市	18,230,000
		救急医療従事者研修機器整備事 業費補助金	国立大学法人高知大学(医学 部附属病院)	6,300,000
		小児在宅医療体制整備事業費補 助金	(公社) 高知県看護協会	6,680,000
		新人看護職員研修事業費補助金	(独法) 国立病院機構 外18 件	8,087,000
		臓器移植対策事業費補助金	高知県腎バンク協会	3,428,409
		中山間地域等訪問看護師育成事 業費補助金	医療法人尚腎会 外4件	8,622,000
	健康対策課	がん検診受診促進事業費補助金	高知市 外25市町村、中芸広 域連合	20,940,000
		がん検診利便性向上対策事業費 補助金	(公財) 高知県総合保健協会 外5件	6,864,000
		産科医等確保支援事業費補助金	高知県・高知市病院企業団 外14件	33,184,000
		乳幼児医療費補助金	高知市 外32件	384,532,000
		妊婦健康診査強化事業費補助金	高知市 外27市町村、中芸広 域連合	7,312,000
	健康長寿政策 課	健康づくり団体連携促進事業費 補助金	高知県健康づくり婦人会連 合会、高知県食生活改善推進 協議会及び10市町村	3,131,000
		在宅歯科診療施設整備事業費補 助金	9 医療機関	8,236,000
	食品・衛生課	簡易水道等施設整備事業費補助 金	四万十市	2,024,000
		広域火葬設備整備事業費補助金	宿毛市、四万十町、高幡広域 市町村圏事務組合	11,353,000
		第23回高知県生衛業推進大会 補助金	高知県生衛生同業組合連 合会	200,000

所管部	所管課	補助金名称	交付先	H27 補助金 決算額
産業振興推進部	移住促進課	移住促進事業費補助金	梶原町、土佐町	32,488,000
	計画推進課	産業振興推進総合支援事業費補助金	四万十町 外 13 件	466,909,000
		地域づくり支援事業費補助金	四万十町 外 12 件	31,983,000
		地域の頑張る人づくり事業費補助金	四万十市 外 3 件	2,811,000
	交通運輸政策課	バス運行対策費補助金(広域的路線利用促進事業費補助金)	とさでん交通(株) 外 2 件	6,351,000
		バス運行対策費補助金(車両減価償却費等補助金)	とさでん交通(株) 外 2 件	25,479,000
		バス運行対策費補助金(生活交通路線維持費補助金(県補助路線))	高知西南交通(株) 外 4 件	47,021,000
		バス運行対策費補助金(生活交通路線維持費補助金(国庫補助路線))	とさでん交通(株) 外 4 件	123,613,000
		バス事業振興費補助金	(一社) 高知県バス協会	9,216,000
		フェリー利用促進特別対策事業費補助金	高知県倉庫運送(株) 外 35 件	6,060,415
		安全安心の施設整備事業費補助金	四国旅客鉄道(株) 外 3 件	95,663,396
		運輸事業振興費補助金	(一社) 高知県トラック協会	97,521,000
		航空路線維持対策事業費補助金	(株) フジドリームエアラインズ	9,350,300
		地域の交通維持支援事業費補助金	高知市 外 11 件	31,727,000
	地産地消・外商課	高知家プロモーション事業費補助金	(一財) 高知県地産外商公社	130,920,600
	中山間地域対策課	離島航路運営費補助金	須崎市、宿毛市	27,547,072
商工労働部	企業立地課	コールセンター等立地促進事業費補助金	(株) SHIFT PLUS 外 7 件	87,734,000
		企業立地促進事業費補助金	(株) 栄光工業 外 4 件	149,807,000
		工業団地開発関連事業費補助金	高知市	53,126,000
		工場用地整備事業費補助金	南国市	2,454,000

所管部	所管課	補助金名称	交付先	H27 補助金 決算額
		大規模コールセンター誘致推進事業費補助金	個人	19,518,000
	経営支援課	高知県中小企業団体中央会補助金	高知県中小企業団体中央会	96,607,165
		商店街振興組合指導事業費補助金	高知県商店街振興組合連合会	3,551,000
		小規模事業経営支援事業費補助金	高知県商工会連合会(25 商工会含む)、高知商工会議所 外 5 件	1,012,069,821
		中小企業制度金融貸付金保証料補給金	高知県信用保証協会	737,916,570
	雇用労働政策課	ファミリー・サポート・センター運営費補助金	高知市、佐川町	3,048,000
		ライフサイクル資金貸付金利子補給金	四国労働金庫	2
		高知県シルバー人材センター連合会運営費補助金	(公社) 高知県シルバー人材センター連合会	9,080,000
		緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金	高知市 外 24 件	248,584,341
		出産後の女性再就職促進事業費補助金	社会医療法人仁生会 外 5 件	2,200,000
	工業振興課	ものづくり産業強化事業費補助金(新商品・新役務開発事業、販路開拓事業、生産設備導入事業)	(株) 土佐食 外 1 件	3,268,000
		中小企業経営資源強化対策事業費補助金	(公財) 高知県産業振興センター	244,008,180
		伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金	三原村 外 4 件	4,984,000
	新産業推進課	中山間地域等シェアオフィス利用促進事業費補助金	(株) アドインテ 外 4 件	3,703,000
水産振興部	漁業管理課	沿岸漁業経営体法人化事業費補助金	個人	226,000
		漁業自主調整促進協議会補助金	須崎沖沿岸漁業自主調整促進協議会 外 3 件	645,000

所管部	所管課	補助金名称	交付先	H27 補助金 決算額
		放流用成魚生産事業費補助金	高知県しらすうなぎ流通センター	1,577,000
		養鰻生産者協議会補助金	高知県養鰻生産者協議会	162,550
	漁業振興課	カワウ等被害対策事業費補助金	高知県内水面漁業協同組合連合会	2,000,000
		沿岸漁業者設備投資促進事業費補助金	室戸市 外4件	13,854,000
		海面環境保全推進事業費補助金	安芸市、須崎市	3,823,000
		外国人漁業研修事業費補助金	高知県外国人漁業研修センター	2,000,000
		漁業生産基盤維持向上事業費補助金	室戸市 外10件	25,705,000
		種子島周辺漁業対策事業費補助金	黒潮町 外11件	150,332,000
		新規漁業就業者支援事業費補助金	安芸市 外9件	39,448,000
		養殖業協業化促進事業費補助金	須崎市	2,879,000
	合併・流通支援課	漁協経営基盤強化事業費補助金	高知県漁業協同組合	1,710,000
		県1漁協財務改善資金利子補給金	高知県信用漁業協同組合連合会	2,243,632
		水産加工業連携促進事業費補助金	宿毛市 外2件	8,664,000
	水産政策課	かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給金	農林中央金庫 外4件	7,156,754
		漁業近代化資金利子補給金	高知県信用漁業協同組合連合会	21,554,697
		漁業経営維持安定資金利子補給金	幡多信用金庫、高知県信用漁業協同組合連合会、四国銀行	6,388,373
		室戸急潮漁業災害対策特別資金利子補給補助金	室戸市	3,239,999
		赤潮特約共済掛金補助金	全国合同漁業共済組合高知県事務所	15,109,071
		東北地方太平洋沖地震漁業災害対策特別資金利子補給補助金	須崎市、土佐市	4,717,266

所管部	所管課	補助金名称	交付先	H27 補助金 決算額
総務部	財政課	病院事業会計補助金	公営企業局	94,272,206
地域福祉部	高齢者福祉課	ショートステイ空床情報提供システム構築事業費補助金	高知県老人福祉施設協議会	1,639,000
		介護サービス相談体制整備事業費補助金	高知県国民健康保険団体連合会	2,004,000
		介護基盤緊急整備等事業費補助金	土佐清水市、大月町	125,367,000
		介護保険施設等スプリンクラー等整備事業費補助金(平成26年度から繰越)	高知市、芸西村、憐小谷設計	93,865,000
		介護保険施設等開設準備支援事業費補助金	香美市 外6件	125,423,000
		介護予防等サービス拠点整備事業費補助金	黒潮町、安田町、芸西村	3,000,000
		介護予防等サービス拠点整備事業費補助金(平成26年度から繰越)	安芸市、本山町、大川村、いの町、日高村	4,678,000
		軽費老人ホーム事務費補助金	(社福) 香南会 外16件	237,322,546
		高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費補助金	(社福) 高知県社会福祉協議会	36,010,960
		高齢者向け住まい確保対策モデル事業費補助金	大川村	2,048,000
		社会福祉施設等地震防災対策推進事業費補助金	(医) 島津会 外28件	9,248,000
		住宅等改造支援事業費補助金(個人用)	室戸市 外20件	13,259,000
		住宅等改造支援事業費補助金(支え合いの地域づくり用)	南国市	1,546,000
		中山間地域ホームヘルパー養成事業費補助金	大豊町、椿原町、土佐町、大月町	3,575,000
		中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金	香美市 外16件	20,470,000
		認知症カフェ普及推進事業費補助金	(公社) 認知症の人と家族の会高知県支部	800,000

所管部	所管課	補助金名称	交付先	H27 補助金 決算額
		認知症初期集中支援連携体制整備モデル事業費補助金	香美市 外 8 件	4,357,000
		老人福祉施設等整備事業費補助金 (平成 25 年度から繰越)	(社福) 愛生福祉会	121,837,000
		老人福祉施設等整備事業費補助金 (平成 26 年度から繰越)	(社福) ふるさと自然村、(社福) 土佐平成福祉会	336,656,000
	児童家庭課	ひとり親家庭医療費補助金	高知市 外 33 件	262,952,000
		社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	(独法) 福祉医療機構	191,927,460
		青少年健全育成県民運動推進事業費補助金	青少年育成高知県民会議	1,868,000
		乳児家庭全戸訪問等事業費補助金	高知市 外 19 件	13,156,000
	少子対策課	出合いのきっかけ応援事業費補助金	高幡広域市町村園事務組合 外 15 件	3,581,000
		地域子育て支援拠点等運営事業費補助金	高知市 外 18 件	91,168,000
	障害保健福祉課	タウンモビリティ推進事業費補助金	高知市	1,900,000
		在宅障害者支援事業費補助金	室戸市 外 18 件	3,005,000
		社会福祉施設等耐震化整備事業費補助金	高知市 外 1 件	585,685,000
		重度障害児者在宅生活支援事業費補助金	高知市 外 3 件	3,667,000
		重度心身障害児・者医療費補助金	高知市 外 33 件	1,018,820,000
		重度心身障害児・者歯科診療事業費補助金	(一社) 高知県歯科医師会	14,240,000
		障害児・者福祉振興事業費補助金	(社福) 高知県知的障害者育成会	960,000
		身体障害者福祉団体体育成事業費補助金	(公財) 高知県身体障害者連合会	4,726,000
		全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会参加費補助金	高知県ソフトボールチーム 外 7 件	2,098,919
		相談支援体制整備事業費補助金	室戸市 外 9 市町村、中芸広域連合	4,471,000

所管部	所管課	補助金名称	交付先	H27 補助金 決算額
		地域生活支援事業費補助金	高知市 外 33 件	104,439,000
		中・四国盲ろう者大会開催事業費補助金	高知県盲ろう者友の会	500,000
	地域福祉政策課	高知県社会福祉協議会活動費補助金	(社福) 高知県社会福祉協議会	50,096,000
		社会福祉活動費補助金	更生保護法人高知保護観察協会	348,000
		戦争犠牲者団体援護費補助金	(公財) 高知県遺族会	1,250,000
		福祉・介護就労環境改善事業費補助金	(社福) 高春福祉会 外 13 件	7,886,000
		福祉・介護人材参入促進事業費補助金	学校法人すみれ学園 外 1 件	3,270,000
		福祉研修センター事業費補助金	(社福) 高知県社会福祉協議会	21,052,000
		福祉避難所指定促進等事業費補助金	高知市 外 16 件	27,673,000
		民生委員・児童委員活動費補助金	室戸市民生委員児童委員協議会 外 44 件	108,911,850
		要配慮者避難支援対策事業費補助金	高知市 外 11 件	17,109,000
土木部	建設管理課	建設業活性化事業費補助金	(一社) 高知県建設業協会、中村地区建設協同組合	3,352,040
	公園下水道課	浄化槽設置整備事業費補助金	高知市 外 31 件	112,618,000
	港湾・海岸課	海岸漂着物等処理推進事業費補助金	東洋町、安田町	3,229,000
		漁港海岸保全事業費補助金	安芸市、須崎市、高知市	87,244,000
	港湾振興課	高知新港コンテナ利用促進事業費補助金	高知ファズ㈱	16,138,762
		高知新港岸壁利用促進事業費補助金	高知ファズ㈱	5,554,245
		宿毛湾港等利用促進事業費補助金	宿毛湾港振興協会、土佐清水市	333,300
	住宅課	健康・省エネ住宅推進事業費補助金	住宅所有者	250,000

所管部	所管課	補助金名称	交付先	H27 補助金 決算額
		建築物耐震対策緊急促進事業費補助金	高知市 外 1 件	14,129,000
		住宅耐震促進事業費補助金(コンクリートブロック塀耐震対策事業費補助金)	高知市 外 21 件	4,334,000
		住宅耐震促進事業費補助金(空き家活用促進事業費補助金)	高知市 外 11 件	84,701,000
		住宅耐震促進事業費補助金(住宅耐震改修事業費補助金)	高知市 外 29 件	188,841,000
		住宅耐震促進事業費補助金(住宅耐震改修設計費補助金)	高知市 外 29 件	45,879,000
		住宅耐震促進事業費補助金(住宅耐震診断事業費補助金)	高知市 外 32 件	12,685,000
		住宅耐震促進事業費補助金(住宅耐震対策市町村緊急支援事業費補助金)	高知市 外 16 件	11,413,000
		住宅耐震促進事業費補助金(老朽住宅等除却事業費補助金)	高知市 外 20 件	61,931,000
		帯屋町二丁目地区優良建築物等整備事業費補助金	高知市	50,000,000
		定住促進マイホーム資金利子補給金	四国銀行 外 4 件	152,355
		避難住宅確保支援事業費補助金	高知市	157,000
	道路課	高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業費補助金	安芸市 外 4 件	93,515,000
	防災砂防課	がけくずれ住家防災対策費補助金	室戸市 外 24 件	394,347,000
農業振興部	環境農業推進課	環境保全型農業推進事業費補助金	高知市 外 19 件	15,791,000
		県産米ブランド化推進事業費補助金	南国市 外 4 件	4,138,000
	協同組合指導課	園芸産地リフレッシュ資金利子補給金	土佐あき農業協同組合 外 8 件	433,982
		園芸産地緊急整備資金利子補給金	土佐くろしお農業協同組合	42,161

所管部	所管課	補助金名称	交付先	H27 補助金 決算額
		就農支援資金貸付事業運営費補助金	土佐あき農業協同組合 外 11 件	142,329
		農業改良資金貸付事業運営費補助金	土佐あき農業協同組合 外 5 件	330,744
		農業近代化資金利子補給金	土佐あき農業協同組合 外 16 件	60,216,919
		農業近代化特別資金利子補給金	コスモス農業協同組合	9,214
		農業経営改善促進資金利子補給補助金	高知県農業信用基金協会	329,555
		農業経営基盤強化資金利子補給補助金	高知市 外 18 件	3,361,351
		農業経営負担軽減支援資金利子補給金	土佐市農業協同組合 外 7 件	1,628,867
	産地・流通支援課	園芸用ハウス災害復旧事業費補助金	香美市 外 1 件	2,012,000
		園芸用ハウス整備事業費補助金	高知市 外 20 件	395,820,000
		環境制御技術導入加速化事業費補助金	土佐あき新施設園芸システム研究会 外 10 件	51,354,000
		産業振興推進総合支援事業費補助金	四万十町 外 1 件	31,837,000
		次世代施設園芸モデル事業費補助金	安芸市 外 3 件	211,933,000
		中山間地域集出荷支援事業費補助金	四万十市 外 4 件	8,126,000
		燃料タンク対策事業費補助金	高知市 外 11 件	40,811,000
		農産物輸出促進事業費補助金	北川村 外 3 件	2,356,000
	地域農業推進課	産業振興推進総合支援事業費補助金(JA土佐くろしおが担う地域密着型の直販事業)	須崎市	50,000,000
		産業振興推進総合支援事業費補助金(つの茶販売戦略に基づく茶製品販売拡大事業)	津野町	46,695,000
		集落営農・拠点ビジネス支援事業費補助金	香美市 外 27 件	90,113,000
		土佐茶産地育成事業費補助金	津野町 外 5 件	2,739,562

所管部	所管課	補助金名称	交付先	H27 補助金 決算額
	畜産振興課	B S E 検査体制整備事業費補助金	(一社) 高知県肉用子牛価格安定基金協会	2,529,360
		レンタル畜産施設等整備事業費補助金	本山町 外4件	51,811,000
		獣医学術四国地区学会運営費補助金	(公社) 高知県獣医師会	400,000
		大家畜生産基盤強化事業費補助金	全国農業協同組合連合会高知県本部、土佐町	5,760,000
		地域肉豚生産者積立金造成事業費補助金	(一社) 高知県配合飼料価格安定基金協会	15,076,950
		畜産物販路拡大事業費補助金	高知県土佐はちきん地鶏振興協議会 外5件	4,467,026
		土佐あかうし増頭対策事業費補助金	全国農業協同組合連合会高知県本部	2,912,877
		肉用牛導入資金供給事業費補助金	土佐町	9,000,000
		乳用牛群検定推進事業費補助金	全国農業協同組合連合会高知県本部	2,268,907
	農業基盤課	耕地自然災害防止事業費補助金	室戸市 外1件	14,000,000
		土地改良区指導費補助金	高知県土地改良事業団体連合会	25,987,000
	農業政策課	こうち農業確立総合支援事業費補助金	高知市 外8件	57,538,000
		米需給調整総合対策事業推進費補助金	高知市 外32件	18,847,831
	農地・担い手対策課	企業の経営体育成支援事業費補助金	(一社) 高知県農業会議	12,091,700
		新規就業研修支援事業費補助金	高知市 外22件	45,179,000
		新規就業総合対策事業費補助金	(公財) 高知県農業公社、(一社) 高知県農業会議	9,865,295
		担い手育成・確保対策事業費補助金	(一社) 高知県農業会議	6,530,581
		農地活用推進事業費補助金	(公財) 高知県農業公社	8,519,784
文化生活部	まんが・コンテンツ課	研究会発事業化支援事業費補助金(コンテンツビジネス)	㈱テラシュールウェア	1,270,911

所管部	所管課	補助金名称	交付先	H27 補助金 決算額
		研究会発人材育成研修事業費補助金(コンテンツビジネス)	㈱ゲームワン	374,000
	県民生活・男女共同参画課	高知県交通安全指導員協議会補助金	高知県交通安全指導員協議会	6,302,100
		高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金	(社福) 高知県社会福祉協議会	19,047,000
		市町村等消費者行政推進事業費補助金	高知市 外13市町村、幡多広域市町村圏事務組合、消費者団体等	24,422,000
	国際交流課	高知県国際交流協会運営費補助金	(公財) 高知県国際交流協会	28,437,753
	私学・大学支援課	高知県私学退職金社団補助金	(一社) 高知県私学退職金社団	78,180,544
		私立学校教育力強化推進事業費補助金(教育改革推進事業分)	(学) 高知学園 外9件	30,931,766
		私立学校耐震化促進事業費補助金	(学) 光の村学園	4,829,000
		私立高等学校定時制通信制課程教科書学習書給与費補助金	(学) 太平洋学園	7,000
		私立特別支援学校運営費補助金	(学) 光の村学園	63,598,000
		専修学校運営費等補助金	(学) すみれ学園 外6件	9,839,000
		土佐育英協会補助金	(公財) 土佐育英協会	8,299,000
		日本私立学校振興・共済事業団補助金	日本私立学校振興・共済事業団	43,613,136
	情報政策課	共聴施設整備等事業費補助金	いの町 外4件	11,047,000
		中山間地域等情報通信基盤整備事業費補助金	高知市 外1件	5,256,000
	文化推進課	山内家宝物資料館管理運営費補助金	(公財) 土佐山内記念財団	171,422,627
林業振興・環境部	環境共生課	四万十川財団運営費補助金	(公財) 四万十川財団	8,444,869
		豊かな環境づくり総合支援事業費補助金	認定特定非営利活動法人四国自然史科学研究センター 外11件	4,935,000
	治山林道課	山地災害防止事業費補助金	安芸市 外10件	50,364,000

所管部	所管課	補助金名称	交付先	H27 補助金 決算額
	森づくり推進課	森林整備公社経営改善事業費補助金	(一社) 高知県森林整備公社	3,842,123
		森林整備公社利子助成補助金	(一社) 高知県森林整備公社	132,585,091
		森林整備担い手確保育成対策事業費補助金	高知県森林組合連合会	8,853,253
		森林組合経営改善事業費補助金	高知県森林組合連合会	4,578,000
		特用林産業新規就業者支援事業費補助金	室戸市、東洋町	15,000,000
		副業型林家育成支援事業費補助金	NPO 法人土佐の森・救援隊	1,485,846
	木材産業振興課	県産材ブランド化推進事業費補助金	(一社) 高知県木材協会 外 8 件	6,276,000
		県産材加工力強化事業費補助金	四万十町森林組合 外 4 件	31,896,000
		県産材販売促進検証事業費補助金	(協) 高知木材センター	8,516,037
		新しい木材流通拠点整備事業費補助金	(協) 高知木材センター	21,939,000
		地域林業総合支援事業費補助金	室戸市 外 7 件	9,380,000
		土佐の木の住まい普及推進事業費補助金	県外工務店等 138 件	8,554,000
		土佐の木販売促進事業費補助金	土佐材流通促進協議会	7,033,326
		販売拡大拠点設置事業費補助金	土佐材流通促進協議会	8,520,056
		木の香るまちづくり推進事業費補助金	香南市 外 26 件	32,911,000
		木質資源利用促進事業費補助金	コスモス農業協同組合 外 6 件	37,633,000
		木造公共施設等整備事業費補助金	土佐町、四万十市	65,509,000
		林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金	四国銀行、高知銀行	1,632,145
	木材増産推進課	緊急間伐総合支援事業費補助金	室戸市 外 30 件	87,079,020
		森の工場活性化対策事業費補助金	芸東森林組合 外 40 件	104,476,885
		森林資源再生支援事業費補助金	香美森林組合 外 16 件	20,209,283

所管部	所管課	補助金名称	交付先	H27 補助金 決算額
		林内路網アップグレード事業費補助金	香美森林組合 外 9 件	13,463,000
	林業環境政策課	こうち山の日推進事業費補助金	(公社) 高知県森と緑の会	8,680,000
		山の学習支援事業費補助金	高知市 外 17 件	11,981,489
合計				14,697,729,762